令和８年度（一社）全国測量設計業協会連合会
関東地区協議会及び東京地区協議会との意見交換会

日時：令和８年 11 月 4 日(水) 15：00～16：30

場所：THE MARK GRAND HOTEL 5F THE GRAND ROOM

議　事　次　第

司　会：関東地方整備局　企画部
技術管理課　課長補佐

１．開　　会

２．挨　　拶

（１）関東地方整備局　企画部長

（２）（一社）全国測量設計業協会連合会　関東地区協議会会長

３．関東地方整備局からの説明事項

（１）関東地方整備局の取組について

（２）測量業行政の現状について

４．意見・要望

（１）熊等の野生鳥獣対策に係る測量業務の安全対策費用の計上と、熱中症対策義務化に伴う安全管理費及び履行期間の適正な設定について

（２）公共物の３次元管理台帳の整備促進について

（３）担い手の確保及び生産性向上に資する適正な利潤の確保のための低入札価格調査基準の引き上げについて

（４）測量設計業務における標準歩掛が、現場の実態と乖離が生じていると考えられる点について

（５）測量技術者の提案力向上から始まる「成長と分配の好循環」の実現

５．自由討議

６．閉　　会

（一社）全国測量設計業協会連合会　東京地区協議会会長

配 付 資 料 一 覧

１）一般社団法人　全国測量設計業協会連合会　配付資料

・意見交換会提案議題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【全測連 資料－１】

２）関東地方整備局　配付資料

・関東地方整備局の取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・・【整備局 資料－１】

・測量業行政の現状について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【整備局 資料－２】

・関東地方整備局　回答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【整備局 資料－３】

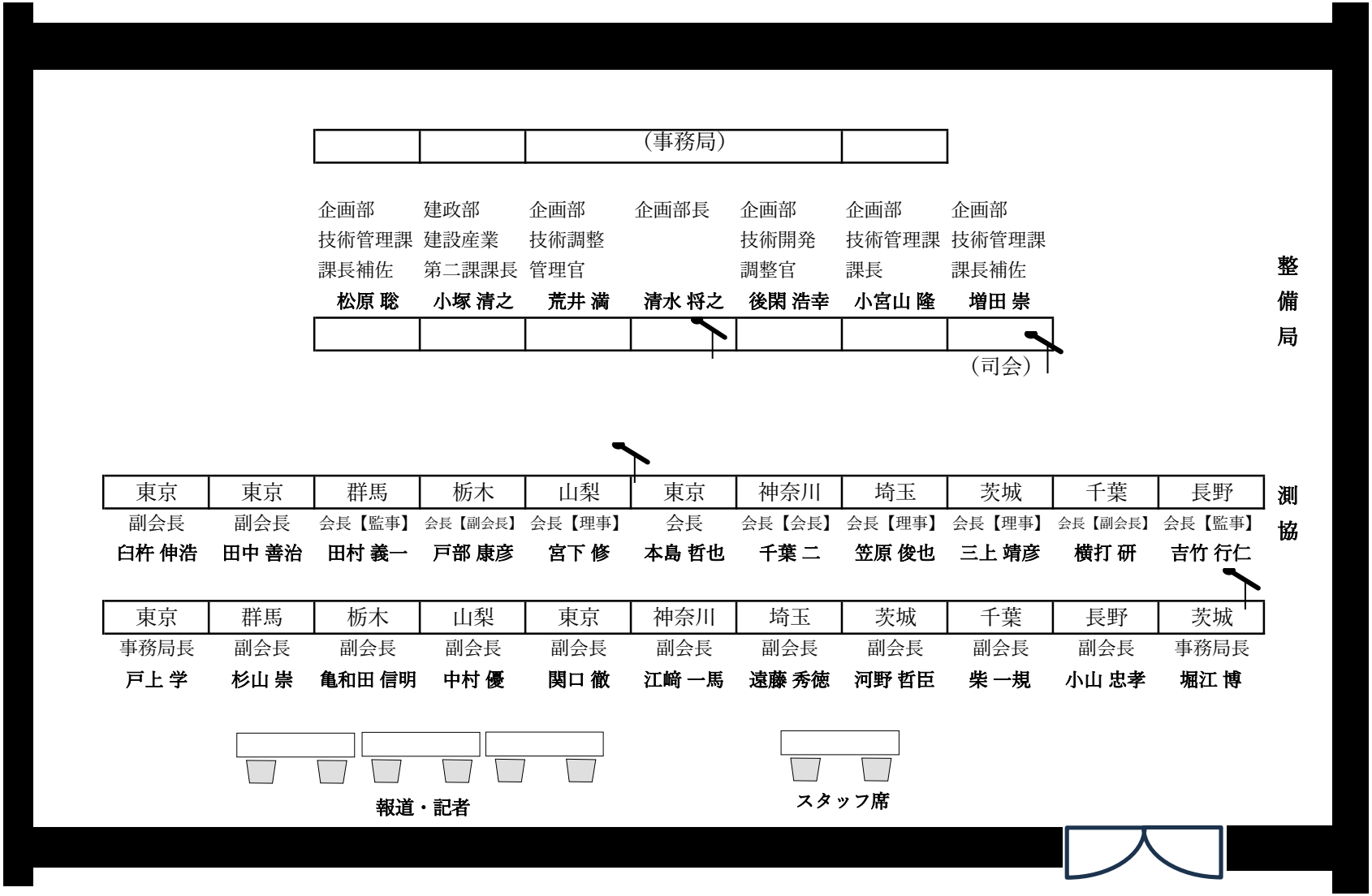
令和８年度（一社）全国測量設計業協会連合会
関東地区協議会及び東京地区協議会との意見交換会　出席者名簿

令和8年11月4日

■（一社）全国測量設計業協会連合会			■関東地方整備局	
関東地区協議会				
（公社）茨城県測量・建設ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ協会　会長	三上（みかみ）　靖彦（やすひこ）	理事	企画部長	清水（しみず）　将之（まさゆき）
〃　副会長	河野（こうの）　哲臣（てつおみ）	構成員	企画部　技術調整管理官	荒井（あらい）　満（みつる）
（一社）栃木県測量設計業協会　会長	戸部（とべ）　康彦（やすひこ）	副会長	企画部　技術開発調整官	後閑（ごかん）　浩幸（ひろゆき）
〃　副会長	亀和田（かめわだ）　信明（のぶあき）	構成員	建政部　建設産業第二課長	小塚（こづか）　清之（きよし）
（一社）群馬県測量設計業協会　会長	田村（たむら）　義一（よしかず）	監事	企画部　技術管理課長	小宮山（こみやま）　隆（たかし）
〃　副会長	杉山（すぎやま）　崇（たかし）	構成員	企画部　技術管理課　課長補佐	松原（まつばら）　聡（さとし）
（一社）埼玉県測量設計業協会　会長	笠原（かさはら）　俊也（としや）	理事	企画部　技術管理課　課長補佐	増田（ますだ）　崇（たかし）
〃　副会長	遠藤（えんどう）　秀徳（ひでのり）	構成員		
（公社）千葉県測量設計業協会　会長	横打（よこうち）　研（けん）	副会長		
〃　副会長	柴（しば）　一規（かずのり）	構成員		
（一社）神奈川県測量設計業協会　会長	千葉（ちば）　三（ふたつ）二	会長		
〃　副会長	江崎（えざき）　一馬（かずま）	構成員代理		
（一社）山梨県測量設計業協会　会長	宮下（みやした）　修（おさむ）	理事		
〃　副会長	中村（なかむら）　優（ゆう）	構成員		
（一社）長野県測量設計業協会　会長	吉竹（よしたけ）　行仁（ゆきひと）	監事		
〃　副会長	小山（こやま）　忠孝（ただたか）	構成員		
（公社）茨城県測量・建設コンサルタント協会事務局長	堀江（ほりえ）　博（ひろし）			
東京地区協議会				
（一社）東京都測量設計業協会　会長	本島（もとじま）　哲也（てつや）			
〃　副会長	関口（せきぐち）　徹（とおる）			
〃　副会長	田中（たなか）　善治（よしはる）			
〃　副会長	臼杵（うすき）　伸浩（のぶひろ）			
〃　事務局長	戸上（とがみ）　学（まなぶ）	東京地区協議会事務局		

（一社）全国測量設計業協会連合会　関東地区協議会及び東京地区協議会との意見交換会　座席表

日時：令和８年１１月４日(水)　１５時～１６時３０分
場所：THE MARK GRAND HOTEL 5F THE GRAND ROOM



令和8年度（一社）全国測量設計業協会連合会関東地区協議会及び東京地区協議会との意見交換会（進行表）

令和8年11月4日（水）15:00～16:30　於:「THE MARK GRAND HOTEL」5階（THE GRAND ROOM）

時　間	内　容		発言者	配付資料
15:00	開会		（進行:増田課長補佐）	
～ 15:10（10分）	挨拶	関東地方整備局	関東地整　清水企画部長	
		一般社団法人　全国測量設計業協会連合会 関東地区協議会	関東地区協議会　千葉会長	
15:10 ～ 15:10（分）	出席者紹介　※資料確認含む			出席者一覧・配席図
《情報提供》				
15:10 ～ 15:20（10分）	関東地方整備局の取組			
		関東地方整備局の取り組みについて	企画部　小宮山 技術管理課長	【整備局 資料-1】
		測量業行政の現状について	建政部　小塚 建設産業第二課長	【整備局 資料-2】
《意見交換》				
〔協会側テーマ〕				
15:20 ～ 15:55（35分）	1　熊等の野生鳥獣対策に係る測量業務の安全対策費用の計上と、熱中症対策義務化に伴う安全管理費及び履行期間の適正な設定について 2　公共物の3次元管理台帳の整備促進について 3　担い手の確保及び生産性向上に資する適正な利潤の確保のための低入札価格調査基準の引き上げについて 4　測量設計業務における標準歩掛が、現場の実態と乖離が生じていると考えられる点について 5　測量技術者の提案力向上から始める「成長と分配の好循環」の実現		協会提案説明: 1）関東地区協議会　三上会長(茨城) 2）関東地区協議会　横打会長(千葉) 3）関東地区協議会　宮下会長(山梨) 4）関東地区協議会　吉竹会長(長野) 5）東京地区協議会　本島会長 回答: 企画部　小宮山 技術管理課長	【全測連 資料-1】 【整備局 資料-3】
〔自由討議〕				
15:55 ～ 16:25（30分）	1　災害復旧支援に係る通常業務の履行期間の柔軟な対応について 2「設計業務等標準積算基準書」における地域による変化率に関する要望について 3　地域インフラを支えるパートナーとして人口減少時代における地域測量技術力の維持・確保について 4　大規模災害に備えた地理空間情報の共同利用の推進について 5　諸経費へ項目の追加と想定構成比率の明示について		協会提案説明: 1）関東地区協議会　遠藤副会長(埼玉) 2）関東地区協議会　江﨑副会長(神奈川) 3）関東地区協議会　河野副会長(茨城) 4）東京地区協議会　関口副会長 5）東京地区協議会　関口副会長 回答: 企画部　小宮山 技術管理課長	
《閉会》				
16:25 ～ 16:30（5分）	挨拶　　一般社団法人　全国測量設計業協会連合会 東京地区協議会		東京地区協議会　本島会長	

令和８年度　（一社）全国測量設計業協会連合会
関東地区協議会・東京地区協議会との意見交換会

整備局資料－1

関東地方整備局の取組について

令和８年 11月 ４日

国土交通省　関東地方整備局

目 次

1. 令和8年度　予算の概要

2. 令和9年度　国土交通省予算概算要求

3. 関東地方整備局における2026年度の取組み等

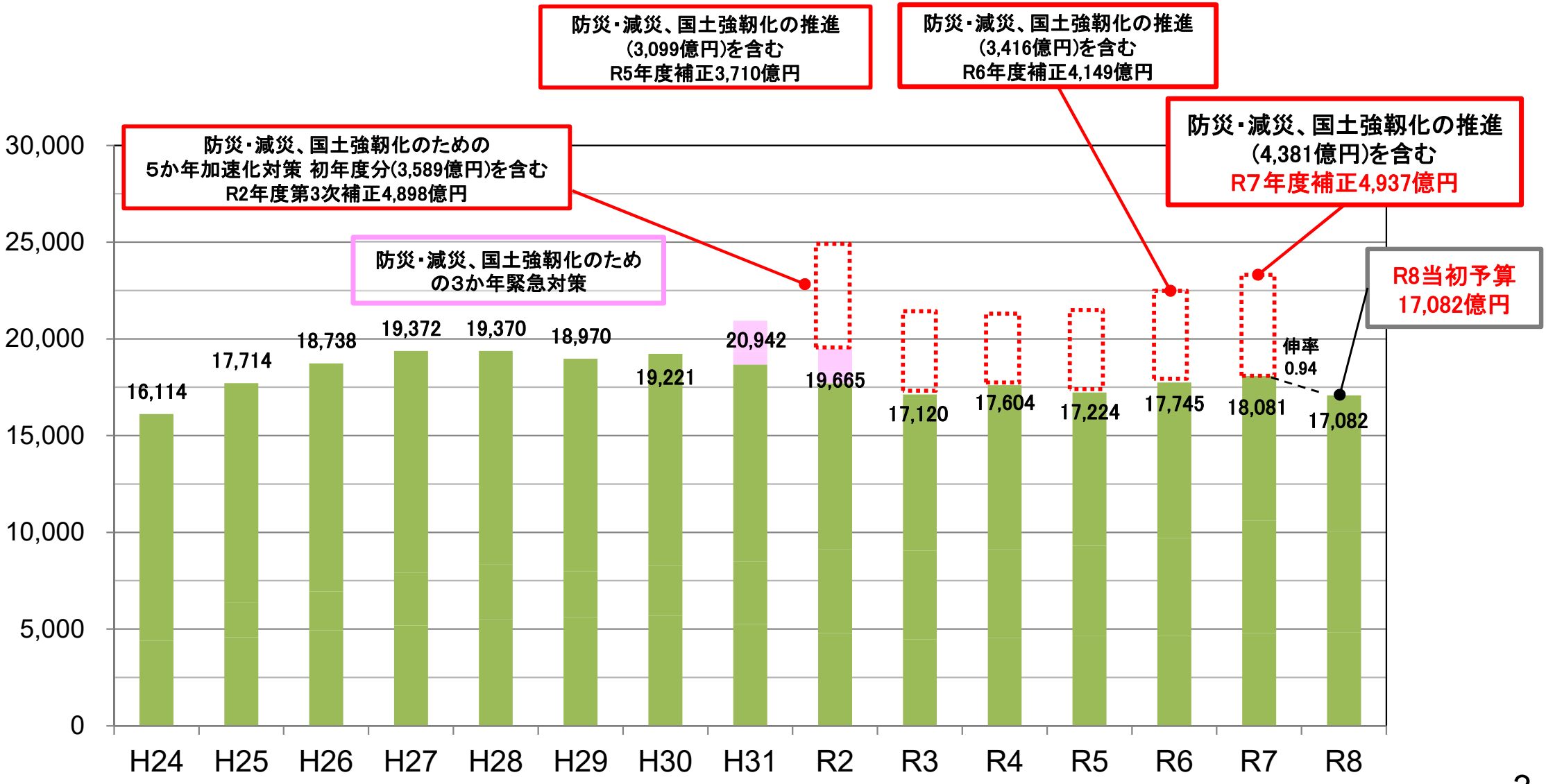
4. 令和8年度技術者単価

１．令和８年度　予算の概要

関東地方整備局の予算推移

○令和7年度補正予算は、防災・減災、国土強靭化の推進(4,381億円)を含め、4,937億円。

○令和8年度当初予算は、1兆7,082億円（対前年度比0.94）。

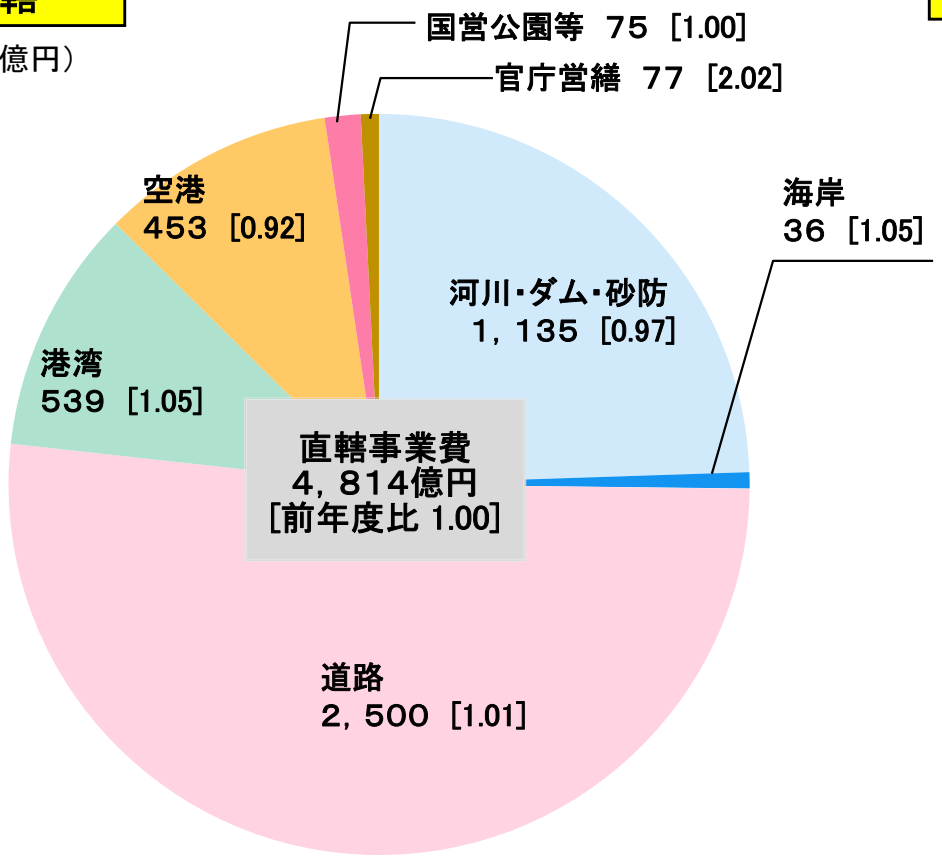


関東地方整備局の令和8年度予算

○令和8年度の当初予算は1兆7,082億円（前年度比0.94）。

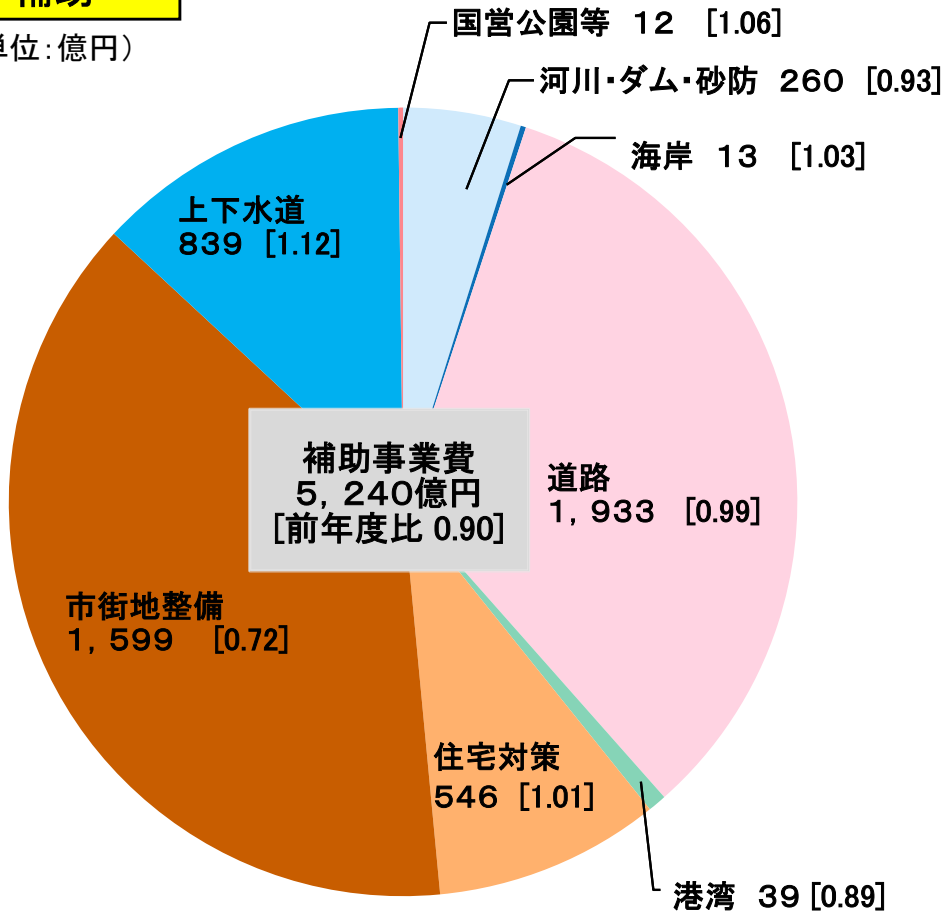
直轄

（単位：億円）



補助

（単位：億円）



社会資本総合整備事業費
（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）
7，028億円
[前年度比 0.94]

※［ 括弧書き ］は、対前年度比
※ 計数はそれぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは一致しない場合がある。

2. 令和9年度　国土交通省予算概算要求

令和９年度予算概算要求のポイント

１．国費総額

令和8年度当初
＋令和7年度補正

（１）　一般会計　　８兆７，６９４億円＋事項要求〈９兆１，３０６億円〉

（うち、『「強く豊かな日本」投資枠』　１兆５，５０８億円）

公共事業関係費	７兆 ６，７６１億円	〈７兆３，８２４億円〉
○一般公共事業費	７兆 ６，３２３億円	
○災害復旧等	４３８億円	
非公共事業	１兆 ９３３億円	〈１兆７，４８２億円〉
○その他施設費	８７６億円	
○行政経費	１兆 ５７億円	

（２）　東日本大震災復興特別会計　　３５９億円〈３５０億円〉

２．財政投融資　　２兆　１３４億円〈１兆３，８６５億円〉

事項要求

○　下記項目については、事項要求を行い、予算編成過程で検討する。
・第１次国土強靱化実施中期計画に基づく取組の推進に必要な経費(『「強く豊かな日本」投資枠』)
・労務費確保の必要性や近年の資材価格の高騰の影響等を考慮した公共事業等の実施に必要な経費
・戦略産業クラスター等の形成に資するインフラ整備等の推進に必要な経費(『「強く豊かな日本」投資枠』)　等

第１次国土強靱化実施中期計画【概要】

国土交通省

令和7年6月6日
閣議決定

第１章　基本的な考え方

○防災・減災、国土強靱化の取組の切れ目ない推進
○近年の災害（能登半島地震・豪雨、秋田・山形豪雨、台風10号、日向灘地震等）
○5か年加速化対策等の効果（被害軽減・早期復旧への貢献、地域防災力の高まり等）
○状況変化への対応（3つの変化（災害外力・耐力、社会状況、事業実施環境）への対応）

（災害外力・耐力の変化への対応）
- 気候変動に伴う気象災害への「適応」と「緩和」策の推進
- 最先端技術を駆使した自立分散型システムの導入
- グリーンインフラの活用の推進
- 障害者、高齢者、こども、女性、外国人等への配慮
- 埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえたインフラ老朽化対策の推進

（人口減少等の社会状況の変化への対応）
- 地方創生の取組と国土強靱化の一体的推進
- フェーズフリー対策の積極的導入
- 地域コミュニティの強化、ハード・ソフト対策の推進
- まちづくり計画と国土強靱化地域計画の連携強化
- 積雪寒冷地特有の課題への配慮、条件不利地域における対策強化、「半島防災・強靱化」等の推進

（事業実施環境の変化への対応）
- 年齢や性別にとらわれない幅広い人材活用
- 革新的技術による自動化・遠隔操作化・省人化
- 気象予測精度の向上と社会経済活動の計画的抑制
- 安全確保に伴う不便・不利益への社会受容性の向上
- フェーズフリーな仕組みづくりの推進
- 広域連携体制の強化、資機材仕様の共通化・規格化

第２章　計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

第３章　計画期間内に実施すべき施策（全326施策）

○第4章の施策の他、施策の推進に必要な制度整備や関連計画の策定等の環境整備、普及啓発活動等の継続的取組、長期を見据えた調査研究等について、目標を設定して取組を推進

	Ⅰ．防災インフラの整備・管理	Ⅱ．ライフラインの強靱化	Ⅲ．デジタル等新技術の活用	Ⅳ．官民連携強化	Ⅴ．地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	・個別避難計画作成 ・情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト ➡ 60施策	・迅速な航路啓開のための体制の整備 ・衛星通信システムに関する制度整備等 ➡ 109施策	・マイナンバーカードを活用した避難所運営効率化等 ・矯正施設のデジタル無線機の適正な稼働 ➡ 56施策	・病院におけるBCPの策定 ・災害保険や民間の防災・減災サービスの活用・啓蒙活動の強化 ➡ 65施策	・地方公共団体における災害用井戸・湧水等の活用 ・「世界津波の日」を含む防災への意識向上のための普及啓発活動 ➡ 72施策

※複数の柱に位置付けられた施策があるため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

第４章　推進が特に必要となる施策（全114施策（234指標））

1　施策の内容

○施策の目標は、南海トラフ地震が30年以内に発生する確率（8割程度）等に鑑み、一人でも多くの国民の生命・財産・暮らしを守るため、おおむね20年から30年程度を一つの目安として、検討・設定。長期目標の達成に30年超の期間を要する施策においても、地域ごとに異なる災害リスクの実情や緊急性等を踏まえ、早期に効果を発揮できるよう、優先順位・手法を検討の上、実施

	Ⅰ．防災インフラの整備・管理	Ⅱ．ライフラインの強靱化	Ⅲ．デジタル等新技術の活用	Ⅳ．官民連携強化	Ⅴ．地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	○ 中小河川も含めた洪水・内水ハザードマップ等の水災害リスク情報の充実 ○ 関係府省庁の枠を越えた流域治水対策等の推進 ○ 障害者・高齢者・こども・外国人等に配慮した災害情報提供の強化 ○ 発災後の残存リスクの管理 ○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換　等 ➡ 28施策（76指標）	○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換 ○ 広域支援に不可欠な陸海空の交通ネットワークの連携強化 ○ 上下水道システムの耐震化を始めとした耐災害性の強化 ○ 送電網の強化及び自立分散型の電源・エネルギーの活用 ○ 通信システムの災害時自立性の強化　等 ➡ 42施策（87指標）	○ 国の地方支分部局等の資機材の充実（警察・消防・自衛隊・TEC-FORCE等） ○ 一元的な情報収集・提供システムの構築 ○ フェーズフリーなデジタル体制の構築　等 ➡ 16施策（24指標）	○ 生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化 ○ 密集市街地や地下街等の耐震化・火災対策の推進 ○ 保健・医療・福祉支援の体制・連携強化 ○ 立地適正化計画等と連携した国土強靱化施策の推進 ○ 国土強靱化と地方創生の一体的推進による地域防災力の強化　等 ➡ 13施策（18指標）	○ スフィア基準等を踏まえた避難所環境の抜本的改善 ○ 国等によるプッシュ型支援物資の分散備蓄の強化 ○ 避難所や教育の現場となる学校等の耐災害性強化 ○ 避難所等における自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築 ○ 発災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備　等 ➡ 16施策（29指標）

※1施策（住宅・建築物の耐震化の促進）が「ライフラインの強靱化」と「官民連携強化」に位置付けられているため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

2　対策の事業規模

○「推進が特に必要となる施策」の事業規模は、今後5年間でおおむね20兆円強程度を目途とし、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映。各年度の取扱いについては、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応。（Ⅰ．防災インフラの整備・管理：おおむね5.8兆円、Ⅱ．ライフラインの強靱化：おおむね10.6兆円、Ⅲ．デジタル等新技術の活用：おおむね0.3兆円、Ⅳ．官民連携強化：おおむね1.8兆円、Ⅴ．地域防災力の強化：おおむね1.8兆円）

第５章　フォローアップと計画の見直し

○毎年度の年次計画を通じたフォローアップの実施（「評価の在り方」を適用）
○災害から得られた知見の継承、対策の課題・効果の取りまとめ・発信
○巨大地震の被害想定地域や条件不利地域は、関連計画のフォローアップと連携
○事業実施環境の整備に向けた取組の強力な推進、評価に必要なデータ収集の推進
○実施に際し、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地域の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始

３．関東地方整備局における2026年度の取組み等

関東地整における2026年度の取組み

- 建設産業は、「社会資本の整備・管理の担い手」であるとともに、災害時における「地域の守り手」として、国民生活や社会経済を支える極めて重要な役割を担っています。
- 関東地方整備局は、建設産業がその役割を持続的に果たし続けられるよう、2026年度も下記の4つの柱で、さまざまな施策を推進します。

01 受注機会の確保

① R7補正・R8当初予算による計画的な工事発注
② 入札・契約、総合評価の工夫
【1】 受注機会の確保
－直轄実績を持たない企業の新規参入促進≪拡充≫
－一括審査方式を積極実施
－航空レーザ測量における地域企業参加型JV評価の導入≪新規 R8.8～≫
【2】 適切な競争環境の確保
－技術者評価の対象となる工事成績の対象期間を4⇒8年に延長
－企業の工事成績の差異を適正に評価
－業務成績評点の評価区分の細分化≪新規 R8.8～≫
【3】 企業の技術者運用の柔軟化
－参加表明段階で配置予定技術者の提示を求めない方式
－女性技術者・若手技術者を活用しやすくする運用

02 担い手確保の取り組み強化

① 多様な働き方の実現に向けた支援
② 安全管理推進技術者等認定制度
③ 建設業の魅力向上のための産官学連絡協議会活動
④ 学校関係者等に向けた現場見学機会の提供
⑤ 総合評価の工夫
－若手／女性技術者の活用に対する加点評価
－熟練技術者の活用に対する加点評価
≪新規 R8.8～≫
－WLB認定企業の加点評価の実施

03 現場の環境改善・効率化の推進

① 国と県・政令市の工事関係書類の統一化と工事書類スリム化の徹底
② 適切な設計変更の徹底
（ガイドライン（総合版）の周知徹底）
③ 快適トイレの費用計上の拡充
④ 猛暑対策の強化
－猛暑期間を休工可能とする工事発注
－現場環境改善費における熱中症対策等への充当を強化
－猛暑対策の工夫を行う試行工事の実施
（総合評価において猛暑対策の提案を評価）
⑤i-Construction2.0の推進
－小規模工事へのICT施工の普及強化のための取組みパッケージの充実
－総合評価にICT施工StageⅡを追加
≪新規 R8.8～≫

04 自治体等への第三次担い手三法の浸透

①発注者協議会でのマネジメント強化
－取組推進のための指標設定（第三次・関東ブロック独自指標）
－「公共工事発注者の心得」の策定
－自治体の取組み好事例の水平展開

猛暑対策サポートパッケージ【概要】

【概要】
〇建設業の担い手を確保するため、他産業と遜色のない労働条件・労働環境の実現が必要
〇猛暑は今後も続くと想定され、厳しい作業環境において、地域の実情を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現が必要
〇地域の実情や現場の状況等に応じて、請負者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援する取組を「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」としてとりまとめ

来季に向けて実施する具体的な施策・取組

1. 猛暑時間・期間中の作業回避

（1－1）猛暑期間を回避した工事発注
・猛暑日（WBGT値）を考慮した工期設定
・発注者による、猛暑期間の外業を回避する工夫（準備工、工場製作等）により、工期設定

（1－2）猛暑期間を休工可能とする工事発注
・多様な働き方に向けた取組の効果や必要となる費用・取組の調査を目的とし、試行工事の実施【新規】

（1－3）猛暑期間における現場施工回避の協議の明記
・宇都宮国道事務所等において、試行的に実施
・特記仕様書への記載を他事務所に展開【新規】

（1－4）猛暑時間の施工回避（早朝・夜間施工）
・現場環境に応じて、作業の開始時間、終了時間を、監督職員と協議の上、柔軟に設定
・早朝・夜間施工に係る警察や地元への協議について、必要がある場合、発注者が協力すること等について、特記仕様書へ記載【新規】

（1－5）1年単位の変形労働時間制（1－2～1－3とセット）
・受注者が体制を見通せる工事等での試行

（1－6）設計段階での精度向上

（1－7）労働実態の把握

2. 効率的な施工・苦渋作業の軽減・削減

（2－1）i-Construction 2.0の推進
・施工・データ連携・施工管理のオートメーション化の取組を加速

（2－2）苦渋作業の軽減・削減
・個社毎の取組（定置式水平ジブクレーン、バイタルチェック機器等）
・技術開発の促進（SBIRによる支援にむけた公募実施）【新規】
・技術提案評価型S型を活用した、苦渋作業の軽減・削減に資する施工方法や施工計画の工夫促進【新規】

3. 猛暑対策に必要な経費等の確保

（3－1）熱中症対策に係る経費
・現場管理費、現場環境改善費での熱中症対策費用の計上
・実態に応じた熱中症対策費用の確保【新規】

（3－2）直接工事費
・維持工事等の歩掛がない作業は出面精算
・施工実態に即した歩掛の見直し【新規】

4. 地方公共団体・民間発注者等への周知・要請、好事例の横展開

（4－1）工期における猛暑日考慮の徹底【新規】
・「工期に関する基準」の対応状況調査、働きかけ等

（4－2）工期以外の猛暑対策の推進【新規】

（4－3）好事例の横展開【新規】

中長期的な課題への対応

・日給制の技能労働者の年間総労働時間・賃金を確保する方策
・1年単位の変形労働時間制・労働安全衛生規則等の運用改善に向けた議論

TEC-FORCEの増強と多様な主体との連携による新たな応援体制の構築
～大規模広域災害に備え、災害対応力を各段に引き上げ～

R7.6.6 国土交通省
記者発表（抜粋）

○TEC-FORCEは平成20年の発足以来、東日本大震災や西日本豪雨など様々な災害における現場対応を積み重ね、蓄積した知見を次なる災害対応に活かすことで着実に備えを充実してきた。
○能登半島地震等の経験も踏まえ、気候変動により激甚化・頻発化する水災害や切迫する南海トラフ地震等の大規模広域災害に対応するためには、現在の災害対応力を格段に引き上げることが必要になる。
○国土交通省の持つ現場力・総合力を活かした被災自治体への応援の強化に向け、**TEC-FORCE**の増強と行政機関・民間企業・学識者などの専門性を持った多様な主体との更なる連携強化による新たな応援体制を構築していく。



《TEC-FORCE予備隊員》

専門的な知識を有する民間企業等の人材をTEC-FORCE隊員として非常勤雇用する制度の創設により、人員体制を強化。

《TEC-FORCEパートナー》

民間企業等との災害協定の拡充により、広域的な被災自治体応援においてもTEC-FORCEと一体的に活動できる体制を確保。

《TEC-FORCEアドバイザー》

学識者の方々から災害対応の技術的助言を得る枠組みの創設により、技術的判断が難しい事案に対応する体制を確保。

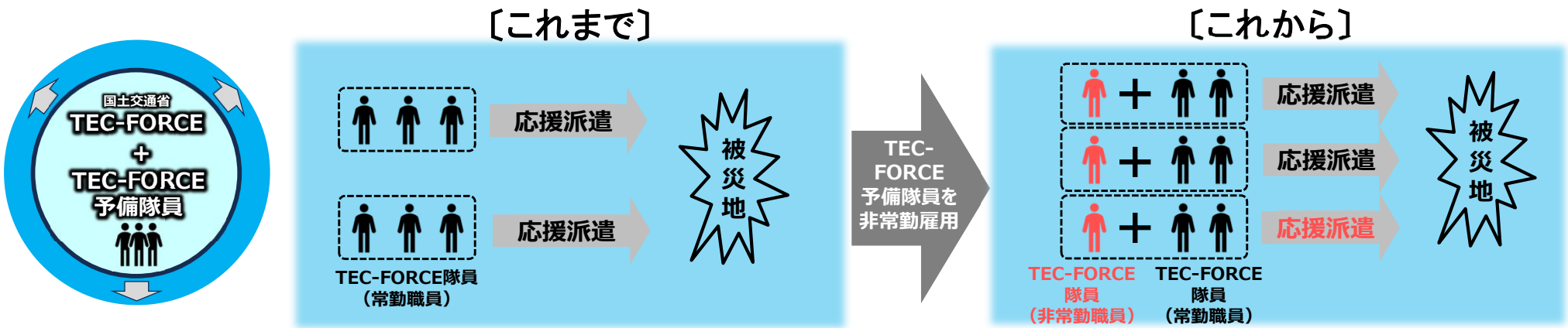
《都道府県等との連携》

平時から、都道府県等の危機管理部局や土木部局等との合同研修等による連携を強化することにより、被災地における一体的な活動を促進。

TEC－FORCE予備隊員（災害協定の拡充等）

○大規模災害時における**被災地の応援ニーズに応えるため、TEC-FORCEのさらなる応援体制の強化が必要**。

○このため、**新たに創設する「TEC-FORCE予備隊員」制度により、専門的な知識を有する民間企業等の人材を募集・採用**し、**災害時に国家公務員（非常勤職員）として被災地に派遣**することにより、**TEC-FORCEとしての応援体制の強化を図る**。

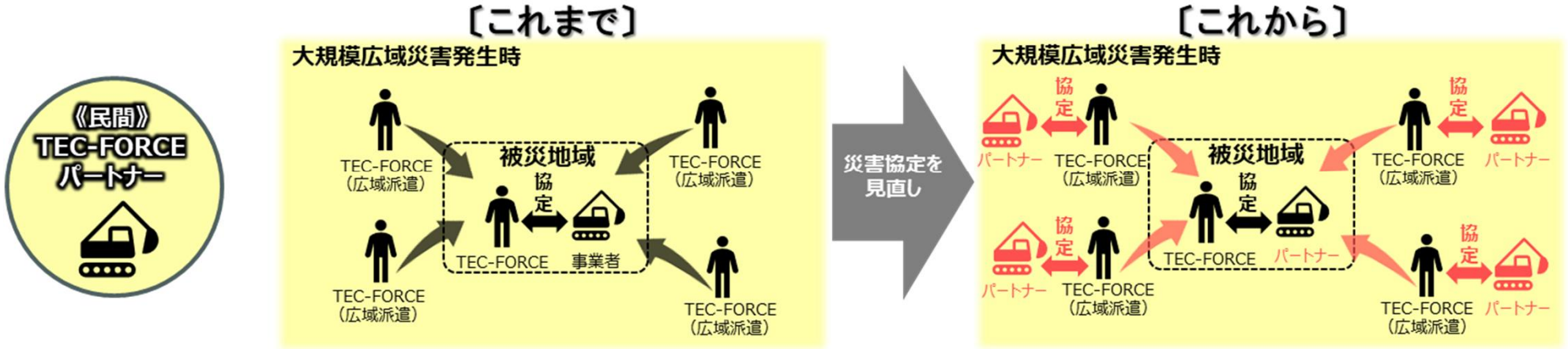


- ◆ 関東地方整備局では、36名を予備隊員として登録。
- ◆ 令和8年8月千葉豪雨では、うち3名をTEC-FORCE隊員として派遣。

TEC－FORCEパートナー（災害協定の拡充等）

○現行の災害協定は必ずしも管外派遣・自治体応援を想定していないため、大規模広域災害における円滑な自治体応援に向け、**災害協定を見直し、応援の範囲を支分部局管外・被災自治体応援まで拡大。**

○国土交通省の要請により活動する企業・団体等を**TEC-FORCEパートナーと位置付け、広域的な被災自治体応援においてもTEC-FORCEと一体的な活動を展開。**



- ◆ 関東地方整備局管内では、118団体と災害協定締結済み。
- ◆ これまでに16団体（全建、日建連、建コン協、全測連、全地連、橋建協、PC建協、道建協外8団体）と、管外派遣、自治体応援等を記載した協定の見直しを実施。

R8.7.31現在

※災害協定に基づき活動する企業・団体等は協定の見直しの有無にかかわらずTEC-FORCEパートナーと呼称

※全国測量設計業協会連合会　関東地区協議会・東京地区協議会と令和8年3月30日に協定見直し

大規模災害発生時におけるTEC-FORCEパートナー活動フロー

- 大規模災害発生時、関東地方整備局が各都県の建設業協会へ派遣要請を実施
- 建設業協会は対応可能な協会員を5者程度選出
- 特定された建設業者は、TEC-FORCEパートナーとして応急対策を実施

災害発生

地方整備局から協会へ派遣要請

TEC-FORCE派遣が必要な大規模災害発生時には、関東地方整備局の技術管理課より建設業協会へ協力要請があります

協会から会員へ対応可否の照会

協会事務局は会員の使用可能な建設機械、建設資材の状況、作業可能人員、現場到着日時に関する情報等を収集

協会は5者程度を選出し地方整備局に報告

協会事務局は、対応可能会員（5者程度）の情報収集結果をとりまとめ、関東地方整備局へ報告

地方整備局は対応会員を特定し、出動要請 （対応可否・条件）

関東地方整備局は、事前に定めた基準に従い、出動を要請する会員（建設会社）を特定し、出動を要請する

対応会員として特定されたか？

対応なし・待機

出動指示・契約締結

現地出動 調査・応急復旧・工事

現地へ出動した会社は、関東地方整備局長もしくは事務所長の指示に従い、応急復旧・工事に従事する際はTEC-FORCEパートナーとして活動する（ビブス着用）



TEC－FORCEの新たなロゴマークデザインについて

○緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の増強と多様な主体との更なる連携強化び取組の一環として、TEC-FORCEのロゴマークのデザインを刷新。今後、TEC-FORCE（予備隊員含む）・TEC-FORCEパートナー・TEC-FORCEアドバイザーと同一のロゴを用いて、TEC-FORCEに関連する様々な活動で使用する（本省にて令和8年1月9日プレスリリース）。

新ロゴマークのデザイン

【旧ロゴマーク】



（H20.4 月～）

【新ロゴマーク】



【新ロゴマークのデザイン】
・「盾状構成」が「被災地（赤色）を守る」点を強調
・「縦線群」により、国土交通省に加え、関係する多様な主体が並び立ち、協働で対応する姿を表現

【新ロゴマークの使用場面】
・TEC-FORCE 隊員の衣服
・TEC-FORCE パートナー・アドバイザーのビブス
・広報・イベント（広報資料、WEB ページ） 等

関東地方整備局における設計業務等における品質確保対策について

重点方針	取組項目	対象業務	実施期間	備考
条件明示の徹底	① 条件明示チェックシート(案)の活用	設計	平成２４年度～試行 **令和８年度～入札公告時に参考資料として添付(すべての対象業務)** **New!!**	対象業務：道路、橋梁、樋門・樋管、排水機場、築堤護岸、山岳トンネル、共同溝、砂防堰堤　の予備・詳細設計（修正設計・補修設計含む）
	② 工事発注時チェックシート(案)（橋梁詳細設計）の試行		令和４年度～試行	
業務スケジュール管理表の活用	③ 業務スケジュール管理表の活用	測量 地質 設計	平成２２年度～一部試行 平成２３年度～完全実施 令和２年度～適用業務拡大	
合同現地踏査	④ 合同現地踏査の実施	設計	平成２２年度～一部試行 平成２３年度～完全実施	平成２７年度～標準歩掛化
	⑤ 合同現地踏査等における地質技術者の参画について	地質 設計	平成２９年度～試行	
業務環境の改善に向けた取組	⑥ ワンデーレスポンスの実施	測量 地質 設計	平成２２年度～一部試行 平成２３年度～完全実施	
	⑦ 設計業務等の業務環境の改善（ウィークリースタンス）	測量 地質 設計	平成３０年度～ 令和３年度～適用業務拡大	実施状況報告の提出（受注者）
設計成果の品質確保	⑧ 照査体制の強化「赤黄チェック」	設計	平成２５年度～試行 平成２８年度～完全実施	
その他	⑨ 業務推進審査会の設置	測量 地質 設計	平成２８年度～	
	⑩ 土木設計業務変更ガイドライン補足資料の活用		平成２９年度～	

① 条件明示チェックシート（案）の活用

平成24年度～

- 予備設計等で整理・作成した条件明示チェックシートを、詳細設計業務の業務着手時（契約後）受注者に対して提示するもの。
- 必要な情報を漏れなく明示するためのツールとして活用。

対象業務 ・・・下記の「詳細設計」

○道路　○橋梁　○樋門・樋管
○排水機場　○築堤護岸　○山岳トンネル
○共同溝　○砂防堰堤
（全て修正設計・補修設計含む）

作成から提示までの手順

1. 対象業務の条件明示チェックシート（案）を用意
（予備設計で作成されていない場合は、発注者が作成）
2. チェックシート項目②～④を記載
※予備設計でチェックシート作成済みの場合は、確認の上、必要に応じて追記する
3. 「設計業務の条件明示検討会（仮称）」の開催
※チェックシート内容の確認
（発注審査会、設計積算審査会　等でも実施可）
4. 業務着手時（契約後）シートを受注者に提示
提示時にチェックシート項目⑤も記載

チェックシートの構成と項目

① 詳細設計業務実施に必要な条件
・明示項目
・主な内容　←（案）に記載済み

② 対象項目
（条件明示の対象なら○ 、対象外なら×を記載 ）

③ 確認状況および確認日
（全確定なら○ 、一部確定は△ 、未確定は×の記号と、それを確認した日付を記載）

④ 確認資料
（資料の名称、頁番号等を記載）

⑤ 備考
（③が△×の進捗状況を記入）

効果

◆明示すべき事項の漏れを防止
◆条件確定の有無と時期を受発注者で共有

【試行】条件明示チェックシートの提示時期の変更について

令和８年８月～ New!!

1. 入札公告段階における条件明示チェックシートの提示

- 条件明示チェックシートの提示時期を契約後から入札公告時に変更（令和元年8月公示より適用）。
- 試行として1事務所1件の実施としていたが、条件明示の徹底を目的に全ての業務を対象に見直し

	従　前	現　在　（試　行）
対象業務	① 道路詳細設計（平面交差点を含む）、 ② 橋梁詳細設計、③ 樋門・樋管詳細設計、 ④ 排水機場詳細設計、⑤ 築堤護岸詳細設計、 ⑥ 山岳トンネル詳細設計（換気検討を含む）、 ⑦ 共同溝詳細設計、⑧ 砂防堰堤詳細設計 （全て修正設計・補修設計含む）	同左
提示時期	詳細設計契約後の1回目打合せ	➡ 入札公告時（条件明示チェックシートを入札公告資料とともに掲載）

2. 提示時期を前倒しするメリット

【発注者のメリット】

- 当該業務の実施内容や関連機関との調整未了といった申し送り事項を特記仕様書作成時に把握できる。
- 当該業務公告前に実施する入契委員会で、所長を含めた関係各課に設計内容・設計条件が周知できる。

【入札参加者のメリット】

- 条件明示チェックシートの内容により、当該業務の懸案等を把握でき、入札参加の判断材料となる。
- 条件明示チェックシート内容を把握することで、受注後、工程を含めた各種取組の対策が早急に対応できる。
  例えば、関連機関との調整未了の案件があれば、当該業務はいつまでに把握しなければならないかというクリティカルパスの把握が可能となるとともに、業務計画書に反映できる。

②　工事発注時チェックシート（案）（橋梁詳細設計）の試行

令和4年度～

- 橋梁の詳細設計時に、設計条件や関係機関協議の調整状況や配慮事項をまとめたもの。
- 円滑な工事発注につなげるとともに、工事発注作業の効率化を図る。

対象業務

- 橋梁詳細設計

※適用に当たっては、設計対象橋梁の現地状況を踏まえ、道路部道路工事課と調整すること。

費用計上

- 工事発注時チェックシートの作成費用は、見積もりにより設計変更の対象とする。

実施内容

①受注者（建設コンサルタント）が、設計条件や関係機関との調整状況、施工上の配慮事項を「工事発注時チェックシート」の様式に記入する。

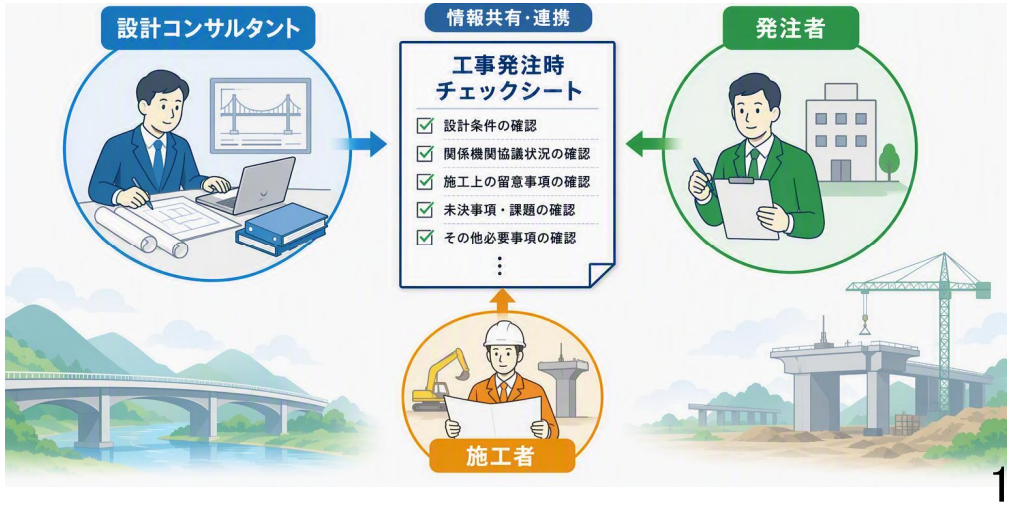
（１）基本的な設計条件、（２）地形・地盤条件・地下水位、
（３）環境及び景観検討の必要性、（４）施工上の配慮事項、
（５）関係機関との調整実施の確認

②記入された様式を発注者が確認する。

③詳細設計業務の成果品の一部とする。

効果

- 残協議事項や設計未了箇所が網羅的に整理されており、留意事項の取りこぼしを防ぐ。



③ 業務スケジュール管理表の活用

平成22年度～

➢ 通常の業務工程表とは別に、履行中に発注者の判断・指示が必要とされる事項の役割分担、回答期限等も明記した「業務スケジュール管理表」を受注者が作成し、発注者と共有する。

対象業務

➢ 全ての測量業務、地質調査業務、
土木関係コンサルタント業務
※発注者支援業務、環境調査など通年で実施するものは除く

作成手順と活用方法

① 受注者が作成し初回打合せ時に提示
↓
（業務の進捗、状況変化で内容が変わる）
② 次の打合せ時に内容を加筆修正した版を受注者が作成し提示
↓
③ スケジュール確定まで②を繰り返す

業務スケジュール管理表には、クリティカルパスを記載するとともに、履行中に発注者の判断・指示が必要な事項について受注者と協議し、その役割分担、着手日及び回答期限を明記し、履行期限内に業務が完了するよう円滑な業務進捗を図る。

様式と記載内容

※説明用に簡略化しています

・業務名、受注者名、管理技術者名等を記載
・現在の状況、課題、当面の目標等を記載

作業項目	８月	９月	10月	11月	備考
打合せ	○		○	○	
現地踏査					
○○設計				★ 中間確認	
照査					

工程表（バーチャート）

着手日	作業事項（タスク）	作業者		状況	目標	懸案事項
		発	受			
			○	完了		
		○			9月末	

判断等を要する事項、未確定事項のリスト

効果

➢ 業務履行上の課題を明確にできる。
➢ 適正な履行期間の確保する。

④ 合同現地踏査

平成22年度～

- 受発注者が合同で現地踏査を行い、設計条件や施工上の留意点、関連事業の情報等を確認する。
- 設計方針・情報等を関係者が共有することで、設計成果の品質向上を図る。

対象業務

- 重要構造物に関する詳細設計業務

※その他の設計業務についても、合同現地踏査が有効な業務については積極的に実施可能。
※受発注者協議により、複数回実施することも可能。

実施内容

- 設計に際し留意すべき現地の情報や状況を関係者が一同に会し共有することにより、　現地の詳細状況や制約等を成果品に反映させる。

事例：設計条件、施工の留意点、関連事業の進捗、用地取得状況、進入路、施工ヤード、周辺施設、用排水路等

- 実施体制
  受注者（管理技術者・担当技術者等）
  発注者（主任調査員・調査員）



留意点

- 業務内容に応じて、合同現地踏査への「参加者の選定」と「適切な開催時期の設定」を行う。
- 受発注者間で事前に確認事項を整理する等、効率的な合同現地踏査の実施に努める。
- 実施後は、実施内容について記録等し、受発注者間で情報共有を徹底すること。

効果

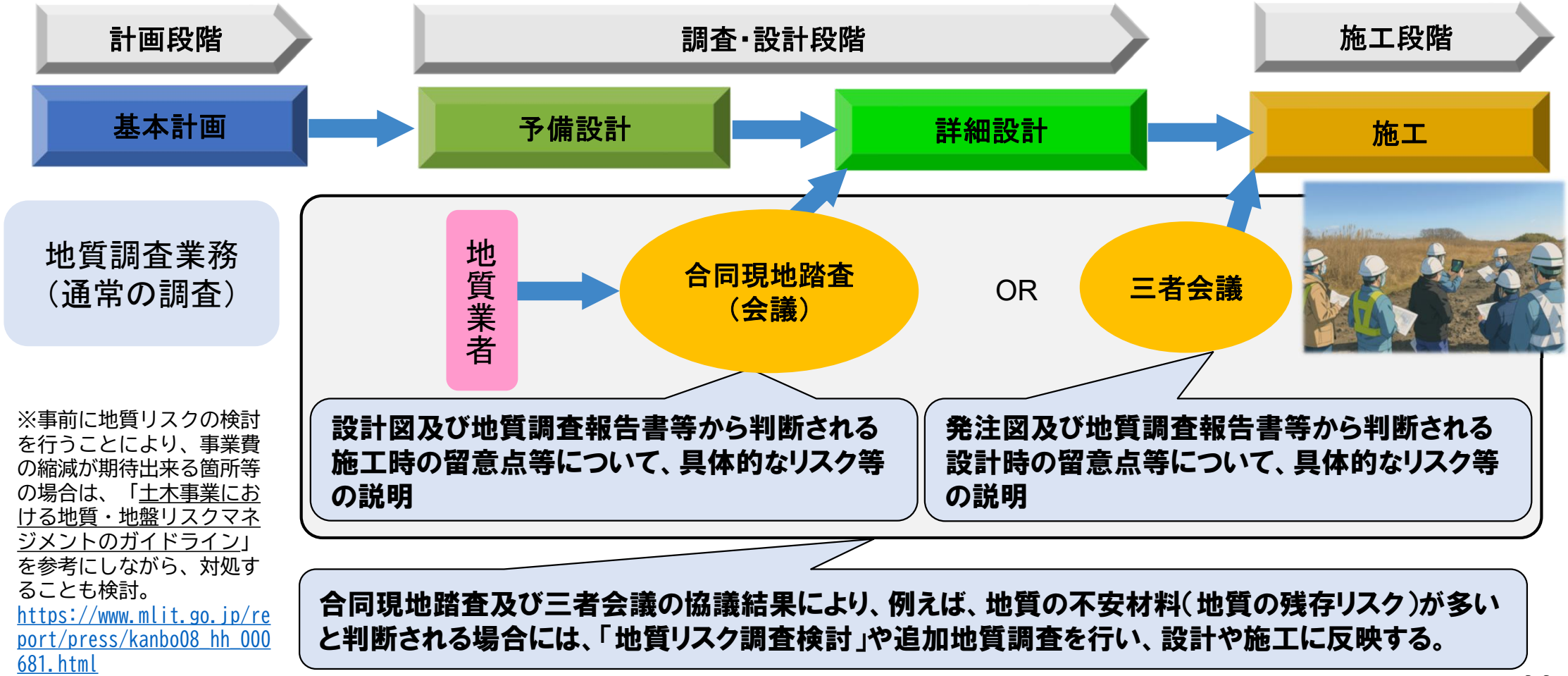
- 現地状況を共有し設計条件を明確化することで、手戻りを減らし業務効率化が図れる。
- 施工条件や周辺情報を受発注者で共有し、設計内容の精度向上と成果品の品質確保が図れる。

⑤ 合同現地踏査等における地質技術者の参画について

平成29年度～

- 発注者と土木設計業務等受注者が合同で行う現地踏査や、発注者、土木工事及び土木設計業務等受注者で実施する三者会議に地質技術者が参画する。
- 地質調査で明らかになった地質に関する留意事項について、設計や施工に反映することで品質確保を図る。

【地質技術者の参画のイメージ】



※事前に地質リスクの検討を行うことにより、事業費の縮減が期待出来る箇所等の場合は、「土木事業における地質・地盤リスクマネジメントのガイドライン」を参考にしながら、対処することも検討。
https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000681.html

⑥ ワンデーレスポンスの実施

平成22年度～

➢ 受注者からの設計条件に関する質問・協議に対し、迅速に対応することで、円滑な業務の進捗を図る。

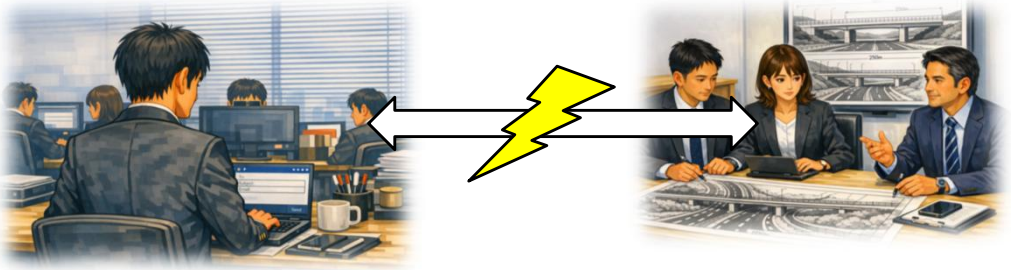
対象業務

➢ 全ての測量業務、地質調査業務、土木関係コンサルタント業務

実施内容

➢ 業務履行中に受注者より設計条件等に関する質問・協議があった場合は、その日のうちに回答することを原則とする。

➢ 回答に検討期間を要する場合には、受注者に優先順位や重要度を確認したうえで、適切な回答期限を設定し、確実に回答を行う。



留意点

➢ 必ずその日のうちに回答する必要は無く、その日のうちに回答期限の明示をするだけでもよい。

➢ 回答に重要な判断を必要とする場合は、事務所内の統一見解を確認する等、回答内容の正確性を重視する。

➢ 回答期限を超過する場合は、新たな回答期限の連絡を徹底する。

効果

➢ 作業の停滞が減少し、受発注者双方の業務進行がスムーズになり、品質確保に寄与する。



⑦ 設計業務等の業務環境の改善（ウィークリースタンス）

平成30年度～

➢ 発注者が受注者に対し作業を依頼する場合は、適切な作業時間を確保するほか、「マンデー・ノーピリオド」、「ウェンズデー・ホーム」及び「フライデー・ノーリクエスト」などの取組項目を実施し、業務環境改善に努める。

対象業務

➢ 全ての測量業務、地質調査業務、土木関係コンサルタント業務

実施内容

➢ 業務の実施にあたり、作業を依頼する場合は、適切な作業時間を設定する。
➢ 取組項目①～⑤について原則実施するものとし、その他の項目についても積極的に取り組むものとする。



進め方

➢ 初回業務打合せ時に、取組内容を受発注者間で確認・調整のうえ、業務環境改善様式【初回打合せ用】に記入し、打ち合わせ記録簿に添付。
➢ 取組項目

原則実施

①月曜日を依頼の期限日としない（マンデー・ノーピリオド）
②水曜日は定時の帰宅を心掛ける（ウェンズデー・ホーム）
③土・日曜に休暇が取れるように金曜日には依頼しない（フライデー・ノーリクエスト）
④昼休みや午後５時以降の打合せをしない（ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング）
⑤　定時間際、定時後の依頼、打合せをしない（イブニング・ノーリクエスト）
⑥　金曜日も定時の帰宅を心掛ける
⑦　その他、任意で設定する取組（受発注者で合意した事項）

事例）・業務時間外の電話・メールを控える、在宅勤務を実施　等

フォローアップ

➢ 受注者は、業務完了後2週間以内に取組項目の実施結果を記録した業務環境改善様式【実施状況報告】を企画部技術管理課へ提出する。

⑧ 照査体制の強化「赤黄チェック」

平成25年度～

➢ 設計業務の照査体制を強化し、設計不具合の主要因である図面作成時やデータ入力時の不注意・確認不足による単純ミスを防止する。

対象業務

➢ 詳細設計業務
（平成29年度から共通仕様書に規定）

効果

➢ 図面作成時及びデータ入力時の不注意・確認不足の予防

実施内容

➢ 詳細設計業務の受注者は、照査について、確認・修正結果を設計図面、設計計算書及び数量計算書に書き込み、それらを残す等、照査の根拠となる資料を示すことができる照査方法で行う。

➢ 成果品納入時における照査報告において、設計図面等における照査の根拠となる資料を示すことができるものを提示する。
（成果品として納める必要はないが、照査報告書および打合せ記録簿に資料の提示の有無を記載）

【例】作成した資料に、
①確認マークを黄色に、
②修正箇所の訂正を赤文字に、
③修正結果の確認マークを青色で行う。



赤・黄チェックの事例

橋軸方向

	タイプⅠの設計震度、分担重量				タイプⅡの設計震度、分担重量			
	CⅠzkhco	khg	0.4CⅠz	Wu(kn)	CⅡzkhco	khg	0.4CⅡz	Wu(kn)
正方向	~~1.0231~~	0.50	0.40	10,900.00	~~1.1969~~	0.80	0.40	11,000.00
	1.02 ✓				1.20 ✓			

橋軸直角方向

	タイプⅠの設計震度、分担重量				タイプⅡの設計震度、分担重量			
	CⅠzkhco	khg	0.4CⅠz	Wu(kn)	CⅡzkhco	khg	0.4CⅡz	Wu(kn)
正方向	~~1.0666~~	0.50	0.40	10,900.00	~~1.2506~~	0.80	0.40	11,000.00
	1.07 ✓				1.25 ✓			

CⅠzkhco ：地域別補正係数×設計水平震度（タイプⅠ）の標準値
CⅡzkhco ：地域別補正係数×設計水平震度（タイプⅡ）の標準値
khg ：地盤面における設計水平震度
0.4CⅠz ：道示（解7.4.1）を適用したときの設計水平震度（タイプⅠ）
0.4CⅡz ：道示（解7.4.1）を適用したときの設計水平震度（タイプⅡ）
Wu ：橋脚が支持している上部工重量

【例】作成した資料に、
①確認マークを黄色に
②修正箇所の訂正を赤文字に
③修正結果の確認マークを青色で行う

⑨ 業務推進審査会の設置

平成28年度～

➢ 業務実施上の課題を迅速・明瞭に解決するため、受発注者が揃って議論する場を制度化したもの。



業務推進審査会の概要

【出席者】

発注者	受注者
● （技）副所長 ● 発注担当課長 ● 主任調査員　等	● 管理技術者 ● 照査技術者　等

【審査項目】

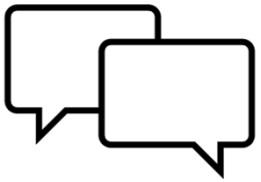
◆ 設計工種の追加等、大規模な業務内容の変更

◆ 工程に影響を及ぼす規模の業務遅延への対処
など

【実施時期】

◆ 受注者からの開催要請時

◆ 発注者発議の契約変更時　等



変更項目の例

➢ 事業計画変更に伴う業務範囲の追加･拡大

➢ 第三者（外部）に起因した設計条件の確定遅延に伴う履行期限延伸

効果

➢ 適切な変更契約の実施
（増額、履行期限延伸等）

➢ 受発注者間の意思表示の明確化
（手戻りの防止、受発注者双方の認識共有）

➢ 業務量の縮減

➢ 繰越等の円滑化

⑩ 土木設計業務等変更ガイドライン補足資料の活用

平成29年度～

- 国土交通省 技術調査課が土木設計業務等の変更について、適正な運用を図ることを目的に「土木設計業務等変更ガイドライン」を策定し、運用しています。
- 円滑な設計変更判断・手続きがなされ、その内容理解を促す目的で、関東地方整備局独自に具体事例を示した「補足資料」を作成し、運用しています。

土木設計業務等変更ガイドライン（ページ7）

2. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

（3）設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続 （契約書第18条第1項第四号）

○自然的な履行条件の例としては、設計する構造物の範囲の地形、水深等、また、人為的な履行条件の例としては、現地踏査を実施する場合の立入条件、適用基準等があげられる。
受注者は、設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。

受注者	発注者
「契約書第18条（条件変更等）第1項第四号」に基づき、自然又は人為的な履行条件が実際と相違する旨を直ちに発注者に通知	発注者は第18条第4項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更

受注者及び発注者は契約書第24条、第25条に基づき、「協議」により履行期間及び業務委託料を定める。

Ex. （1）現地の地形や地質条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討するべき項目が増えた。
（2）詳細な地質調査の結果や、詳細な構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更する必要があった。
（3）業務履行中に業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容による履行が困難となった。
（4）予定していた関係機関との行政手続時期を過ぎても手続が完了せず、土木設計業務等の続行ができなかった。
（5）関連する他の業務等の進捗が遅れたため、土木設計業務等の続行ができなかった。
（6）土木設計業務等を進めるにあたって、関係機関協議を同時並行した際、協議相手からの要望により設計が変更になった。
（7）その他、新たな制約等が発生した場合 等

7

具体的な事例

土木設計業務等変更ガイドライン補足資料（ページ8）

4）「設計図書の履行条件相違（設計項目の追加）」の設計変更

土木設計変更ガイドラインの関連箇所（ページ7）
2.土木設計業務等の変更の対象となり得るケース
（3）設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続（契約書第18条第1項第四号）

変更事例 5 関係機関協議資料の項目追加

道路切土区間を横断する2か所の市道橋梁予備設計において、市道管理者との幅員確認を目的とした関係機関協議過程で、橋梁を1か所に集約する代替案が議題となり、橋梁添架物移設計画を含む検討案の概略図作成、概算事業費算出等の検討資料作成が必要となった。当初の関係機関協議資料作成内容は「市道幅員確認のための資料」と仕様書に記載されていたが、数量が一式計上となっていたため変更対象とならなかった。

適正な変更手続き手順

履行条件の相違発見 契約書第18条第1項
- 受注者は、履行条件の相違「関係機関協議経緯から、当初協議目的と異なる新たな検討作業が増えた」ことを直ちに発注者に通知する。

調査～調査結果通知 契約書第18条第2、3項
- 受発注者は、打合せ等で、「当初発注項目に含まれていない追加作業（橋梁集約案の概略図作成、事業費算出）」の必要性と内容について調査を行い、発注者は結果を受注者に通知する。

設計図書変更～委託料変更 契約書第18条第4、5項、第25条
- 発注者は、「橋梁集約案の検討」について、設計図書（特記仕様書）の訂正または変更し、受発注者は契約変更協議を行い、必要に応じ業務委託料の変更手続き行う。

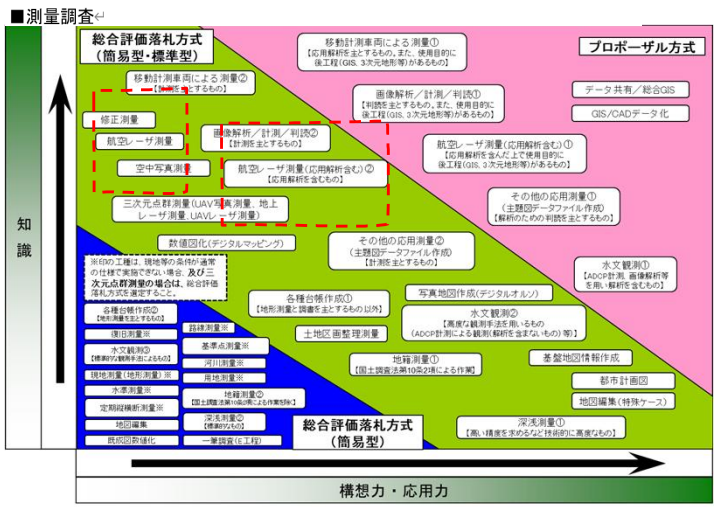
新規（R8） 地域企業の受注機会の拡大（地域企業参加型JV評価の導入）【R8.8～】

【趣旨】担い手確保・育成
【対象】総合評価落札方式（簡易型・標準型）を採用し、航空レーザ測量を実施する業務
【概要】地域企業（本店）と設計共同体（JV）を構成した参加表明者の評価において加点を行う。【R8.8～】

○　地域の守り手である地域企業の受注実績の拡大と技術力向上・育成、担い手確保を目的に、航空レーザ測量を実施する業務について、地域企業※と設計共同体を構成（地域企業参加型JV）した場合に評価を行う試行を導入する。
○　一定地域内における地域企業※の「本店」の有無を評価する「地域要件の設定（地域精通度）」を試行

※設計共同体（JV）の構成員のうち、代表者である企業以外の構成員に限る。

地域企業参加型JVの対象業務



○想定する航空レーザ測量業務における設計共同体

参加表明者
JV（測量・測量）

A社（測量）	＋	B社（測量）
＜代表者＞ 航空レーザ測量		＜構成員※：地域企業＞ 補備測量等

※設計共同体（JV）の構成員のうち、代表者である企業以外の構成員

（参考）再委託と設計共同体の違い

○再委託（下請け）の場合

A社 ― B社（再委託）

※B社は国等の発注する業務でも実績として認められない

○設計共同体（JV）の場合

A社（代表者） ＋ B社（構成員）

※B社が担当した業務内容は国等の発注する業務の業務実績として認められる

地域企業参加型JVでは、
地域企業の活用が図られ技術力向上に繋がる

新規（R8） 地域企業の受注機会の拡大（地域企業参加型JV評価の導入）【R8.8～】

【参考】「地域要件」の設定と「地域性」の評価に関する試行状況

継続	参加資格 （地域要件）	○指定エリアにおける本店・支店・営業所の有無を参加資格要件とする ○○○に本店がある ○○○に支店・営業所がある 上記以外は指名しない

資格　総合評価落札方式で発注する業務において、十分な競争性が確保できる場合、必要に応じて参加資格要件として設定

評価　総合評価落札方式の「入札参加者を指名するための基準」で評価

継続	地域性 〔地理的条件〕	○指定エリアにおける本店・支店・営業所の有無を評価 （「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地理的条件」） ○○○に本店がある ○○○に支店・営業所がある 上記以外（加点なし）
継続	地域性 〔地域貢献度〕	○指定エリア内における災害活動実績を評価 （「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地域貢献度」） ○○事務所（発注事務所）における災害活動実績がある ○○事務所（発注事務所）管内災害活動実績がある 関東地整管内における災害活動実績がある 上記以外（加点なし）
新規	地域性 〔地域精通度〕	○設計共同体（JV）の構成員について地域企業（本店）の有無を評価 （「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地域精通度」） 設計共同体の構成員のうち、代表者である企業以外の構成員について地域企業（○○県内【適宜設定】に本店がある企業）と設計共同体を構成している。 上記以外（加点なし）

今回追加

見直し（R8）業務成績評点の評価区分の細分化【R8.8～】

【趣旨】 業務成績評価区分の適正化
【対象】 プロポーザル方式、総合評価方式で発注する業務
【概要】 関東地整発注業務優先の評価から全国実績評価への見直しを踏まえ、評価区分の適正化を図る【R3.8～】
業務成績評定点（3業種別）平均の推移を踏まえ、評価区分を細分し、適正化を図る。【R8.8～】

土木コンサルタント・地質・測量

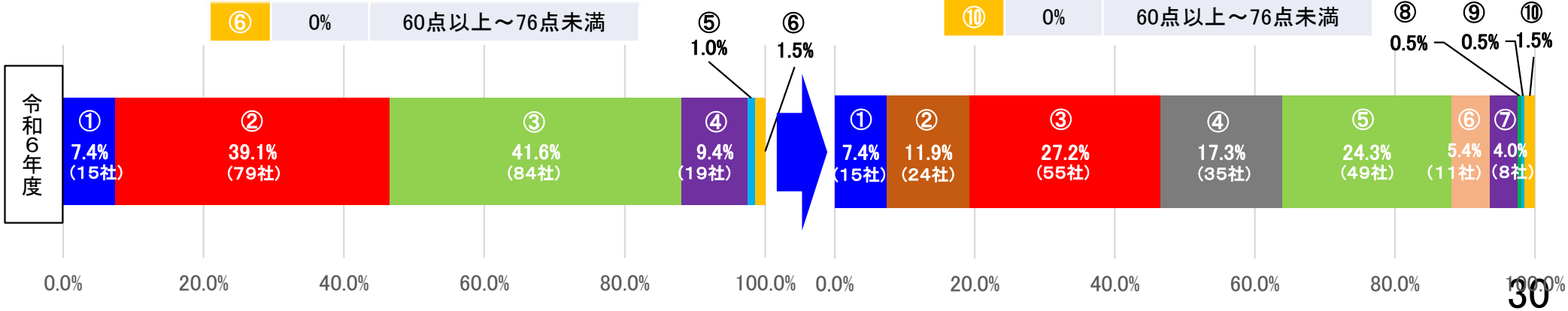
令和8年7月まで

配点ウェイト		業務成績評価区分
①	100%	80点以上
②	80%	79点以上～80点未満
③	60%	78点以上～79点未満
④	40%	77点以上～78点未満
⑤	20%	76点以上～77点未満
⑥	0%	60点以上～76点未満

評価区分を0.5点で分割

案（令和8年8月から適用）

配点ウェイト		業務成績評価区分
①	100%	80点以上
②	90%	79.5点以上～80点未満
③	80%	79点以上～79.5点未満
④	70%	78.5点以上～79点未満
⑤	60%	78点以上～78.5点未満
⑥	50%	77.5点以上～78点未満
⑦	40%	77点以上～77.5点未満
⑧	30%	76.5点以上～77点未満
⑨	20%	76点以上～76.5点未満
⑩	0%	60点以上～76点未満



見直し（R8）業務成績評価の上限値・下限値の変更【R8.8～】

【趣旨】技術力に差がつく評価（品質確保）
【対象】プロポーザル方式、総合評価方式で発注する業務
【概要】業務成績評定点（平均点）の経年変化を考慮し、業務成績の評価点分布の分散化を図る。

補償コンサル

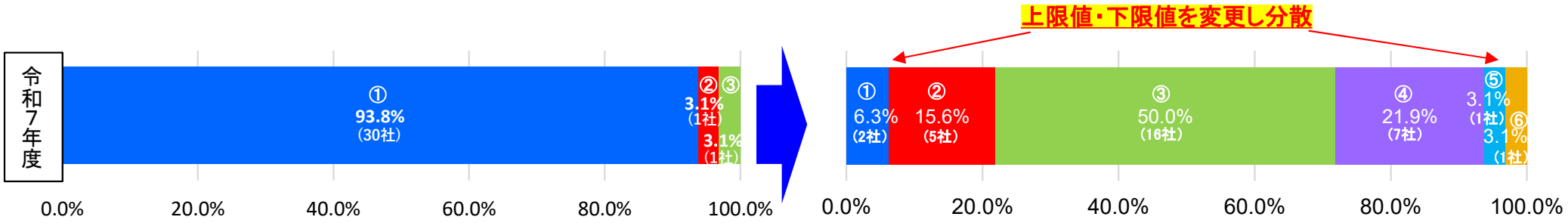
令和8年7月まで

配点ウェイト		業務成績評価区分
①	100%	77点以上
②	80%	76点以上～77点未満
③	60%	75点以上～77点未満
④	40%	74点以上～75点未満
⑤	20%	73点以上～74点未満
⑥	0%	60点以上～73点未満

評価区分を
3点ずつUP

案（令和8年8月から適用）

配点ウェイト		業務成績評価区分
①	100%	80点以上
②	80%	79点以上～80点未満
③	60%	78点以上～79点未満
④	40%	77点以上～78点未満
⑤	20%	76点以上～77点未満
⑥	0%	60点以上～76点未満

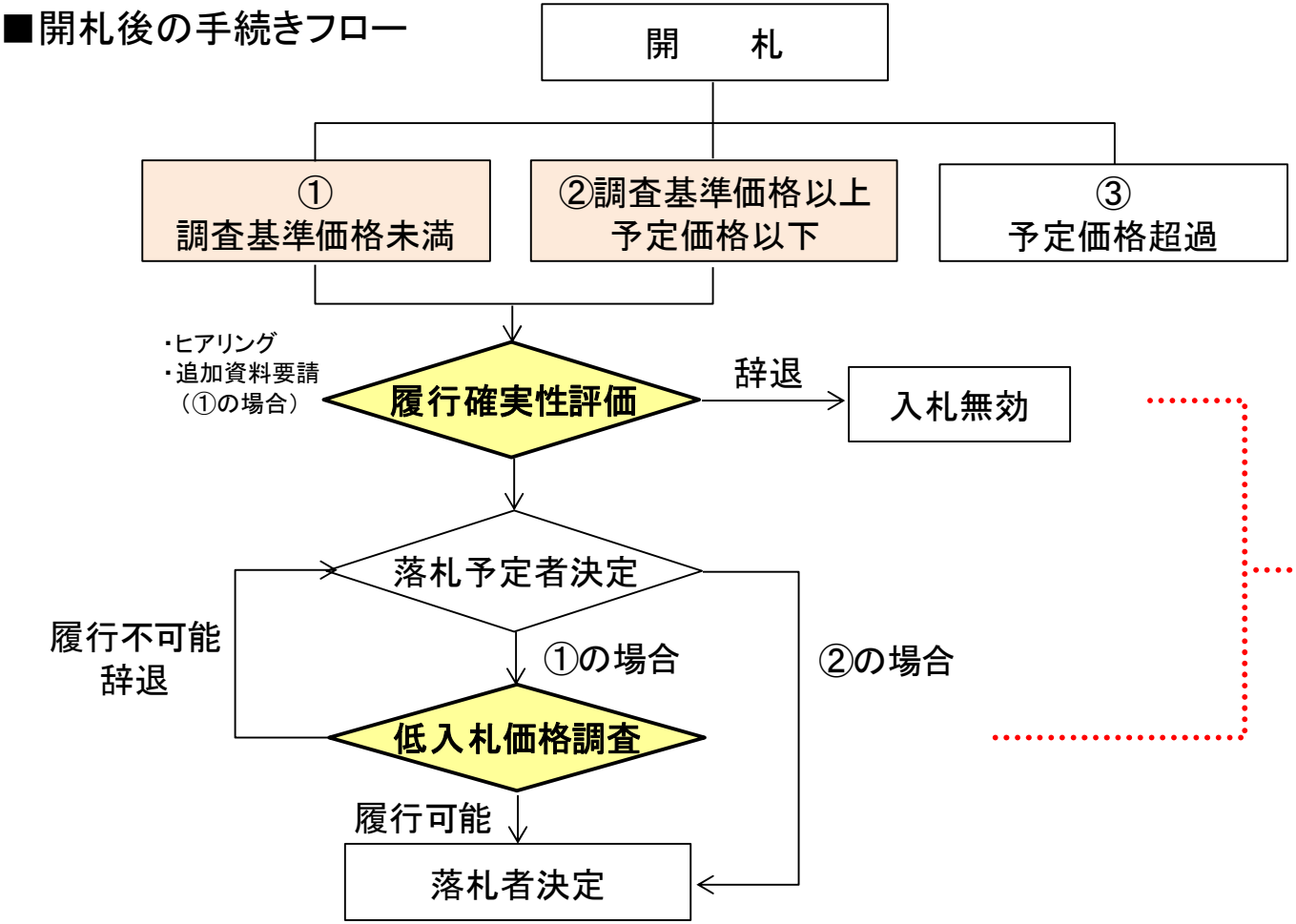


※業務成績の評価切り替えは8月のため、令和8年度企業評価のグラフは令和7年度企業平均点（R5・6年度完了業務）のデータを元に整理

見直し（R8）履行確実性評価、低入札価格調査における対象業務の拡大【R8.4～】

【趣旨】更なる品質確保
【対象】総合評価落札方式で発注する予定価格200万円を超える業務
【概要】品質確保対策として、履行確実性評価、低入札価格調査を実施することとしているが、
規模の小さい業務においても更なる品質確保を図るため、対象業務の予定価格を100万円超に拡大【H25.10～】
少額随意契約の基準額見直し（R7.4～）に伴い、対象業務の予定価格を200万円超に見直し【R8.4～】

■開札後の手続きフロー



【対象業務】

予定価格
1,000万円超
▼
100万円超
（H25.10公示より）
▼
200万円超
（R8.4公示より）

見直し 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置【R8.4～】

○R8年度も政府全体で総合評価賃上げ加点の制度が継続
○国土交通省発注工事・建設コンサルタント業務等では、これまでの賃上げ目標を継続

		～R8.3	R8.4～
賃上げ目標	大企業	3%以上	**変更なし**※1
	中小企業等	1.5%以上	**変更なし**
総合評価における加点割合 加算点（工事）・技術点（業務）		5%程度 （一般的な工事の場合、３～４点の加点）	3%程度※2 （一般的な工事の場合、２点の加点）

※1 政府全体では大企業が加点対象から除外されるが、国土交通省発注工事・建設コンサル業務等においては、競争の公平性の観点から引き続き大企業を加点対象とする
※2 加点割合はこれまで同様に下限値を採用 【参考】政府全体で加点割合は加算点(工事)・技術点(業務)の3～5%（R7年度までは5～10%）

技術点	賃上げ加点（変更前）	賃上げ加点（変更後）	該当する評価方式
200点	11点	7点	標準型1:3、標準型1:3（技術者評価重視型） 簡易型1:1（実施能力評価型）
100点	6点	4点	簡易型1:1、簡易型1:1（実施能力評価拡大型）
80点	5点	3点	標準型1:2　※発注者支援業務
55点	3点	2点	簡易型　※建築関係建設コンサルタント業務

○減点措置の対象案件の変更
・中小企業等 → 全ての政府調達の総合評価落札方式による案件にて減点【変更なし】
・大企業　　→ 全ての国土交通省直轄工事・業務の総合評価落札方式の案件にて減点【変更、対象を国土交通省直轄の案件に限定】

継続実施能力評価拡大型（新規契約の有無を評価）【R7.8～】

【趣旨】関東地方整備局発注業務の受注実績が無い企業の参入機会の確保を目的として、企業･技術者の実績評価を緩和し技術的課題を評価する評価方法の試行

【対象】総合評価落札方式（簡易型1：1）で発注する業務のうち、発注方式選定表青部記載の業務の種類において、本試行を選択することができる。

【概要】企業･技術者の実績評価を緩和することにより、関東地方整備局発注業務の受注実績が無いことにより参入が困難であった新規参入者の参入を促し、継続的な業務の担い手企業の裾野を拡げることを期待し、試行開始。【R4.8～】

新規参入者の参入を更に促す取組として、**「新規契約の有無」を評価**。【R7.8～】

業務対象

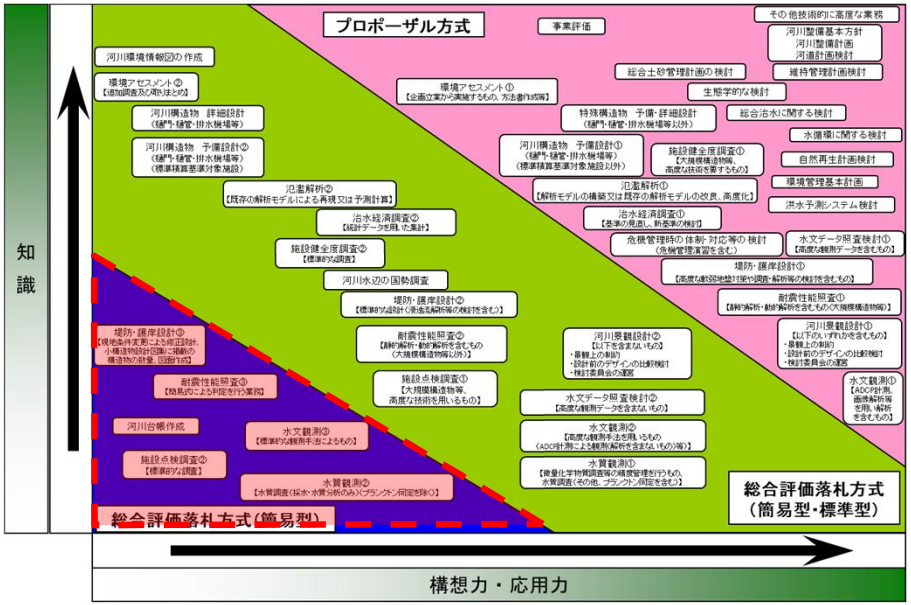
○実施能力評価拡大型の試行対象

土木コン、測量、地質の3業種における総合評価（簡易型1：1）のうち、発注方式選定表青部記載の業務の種類において下記事項を参考に選択する。

・不調･不落が多い業務

・地域の担い手確保が必要な業務

発注方式選定表



※発注者責任を果たすための今後の建設生産･管理システムのあり方に関する懇談会　業務･マネジメント部会（令和4年度第1回）資料から加筆修正。関東地方整備局では、価格競争方式を総合評価落札方式（簡易型）で運用

見直し案

・参加表明書、技術提案書の提出は同時提出。

・企業･技術者の実績評価を緩和（成績･表彰の評価を省略）

・「実施方針･実施フロー･工程計画･その他」の項目については、「工程計画･技術的課題」と変更し、資料作成の省力化。

・「企業の資格･実績」に**「新規契約の有無」の項目を追加。**

※各年度において、関東地方整備局発注業務の受注が無い企業に加点評価。

総合評価落札方式（簡易型1:1）「実施能力評価拡大型」の配点例

現行評価基準の例

評価項目		配点
入札参加者を指名するための技術点を算出するための基準	【企業の評価】	
	資格・実績 技術部門登録	3
	資格・実績 同種・類似業務の実績	9
	資格・実績 地理的条件	10
	資格・実績 地域貢献度(災害活動実績)	2
	資格・実績 地域貢献度(災害協定)	1
	小計	25
	【管理（主任）技術者の評価】	
	資格・実績	15
	小計	
	【工程計画・技術的課題】	60
	配点の合計	100

新規評価基準（案）の例

評価項目		配点
入札参加者を指名するための技術点を算出するための基準	【企業の評価】	
	資格・実績 技術部門登録	3
	資格・実績 同種・類似業務の実績	4
	資格・実績 地理的条件	10
	資格・実績 地域貢献度(災害活動実績)	2
	資格・実績 地域貢献度(災害協定)	1
	資格・実績 新規契約の有無	5
	小計	25
	【管理（主任）技術者の評価】	
	資格・実績	15
	小計	
	【工程計画・技術的課題】	60
	配点の合計	100

継続適切な地域要件の設定（一部拡充）

【趣旨】地域企業の育成、確保

【対象】総合評価落札方式を採用し「地域要件」を設定する業務（本店縛りは簡易型が対象）

【概要】「測量業務」の「本店縛り」の適用対象を、「“簡易型”で発注する業務※（現地作業あり）」に拡充（原則）

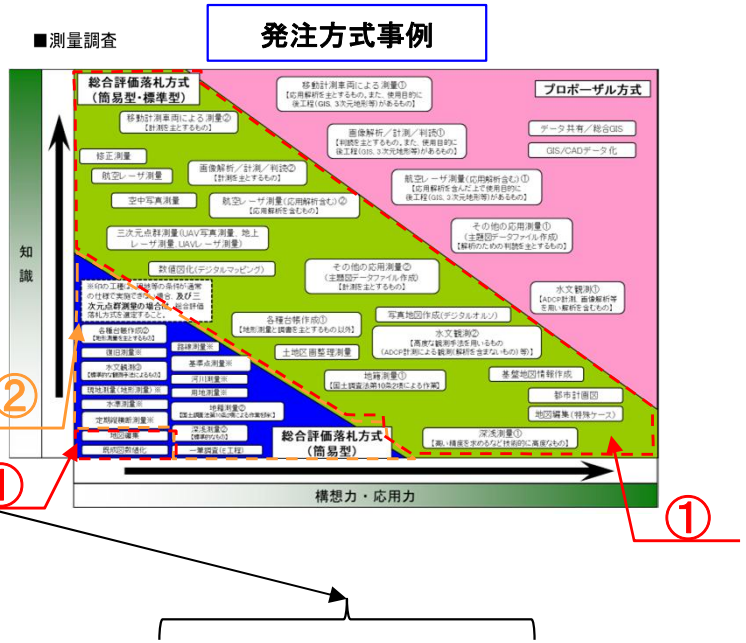
※：下図（発注方式事例）②の範囲に該当する業務（業務内容等を勘案し、地域要件設定が適さない場合を除く）　【R2.8～】

地域要件・本店縛り

○一定地域内における企業の「本店、支店又は営業所」の有無を評価する「地域要件の設定」を試行中（業務の特性、内容等を勘案するとともに、十分な競争性（業務実施可能者数）が確保されるよう設定）

○本店縛りでは、一定地域内における企業の「本店」の有無を評価

○本店縛りは、これまで簡易型発注で比較的規模が小さい業務に適用していたが、R2年度からは、測量業務については、規模にかかわらず、右図（発注方式事例）②の範囲に該当する業務に原則適用



見直し（拡充）前

		土木コンサル、測量、地質調査、補償コンサル		
		プロポ	総合評価（標準型）	総合評価（簡易型）
現場なし	比較的規模が小※1	×	×	必要に応じて実施
	その他			×
現場あり	比較的規模が小※1			積極的に実施
	その他			×

※1　：　概ね1,500万円以下が目安

▼

見直し（拡充）後

		土木コンサル、測量、地質調査、補償コンサル			測量 ①		②
		プロポ	総合評価（標準型）	総合評価（簡易型）	プロポ	総合評価（標準型）	総合評価（簡易型）※2	総合評価（簡易型）※3
現場なし	比較的規模が小※1	×	×	必要に応じて実施	×	×	必要に応じて実施	必要に応じて実施
	その他			×			×	×
現場あり	比較的規模が小※1			積極的に実施			積極的に実施	原則適用
	その他			×			×	

※1　：　概ね1,500万円以下が目安

※2　：　概ね上図（発注方式事例）の①が適用される業務

※3　：　概ね上図（発注方式事例）の②が適用される業務

▲
現在試行中

継続適切な地域要件の設定（一部拡充）

◎発注方式事例における試行対象業務

凡例 ○：適用 ×：適用しない

※印の工種は、三次元点群測量を含む

発注方式事例　簡易型（1：1）	対象		下記に該当する業務は対象外 （実績を有する企業が複数あり、十分な競争性を確保できる場合は対象とすることも可）
	現地作業あり	現地作業なし	
各種台帳作成②【地形測量を主とするもの】	○	×	➢道路台帳図で交通規制が困難な路線など、MMSを利用する事例
復旧測量※	○	×	
水文観測③【標準的な観測手法によるもの】	○	×	
現地測量【地形測量】※	○	×	➢砂防事業など、現地作業が困難な箇所を航空レーザを利用する事例
水準測量※	○	×	
定期縦横断測量※	○	×	➢河川縦横断測量など、航空レーザ測深機を利用する事例 （河川定期縦横断測量業務実施要領に準拠）
地図編集	×	×	➢i-constructionの一環として2次元地図→3次元地図として作成する事例 （設計用数値地形図データ作成仕様に準拠）
既成図数値化	×	×	➢GIS等で活用される地図データベースを作成する事例 （独自レイヤ設定や作成手法）
路線測量※	○	×	➢交通規制が困難な路線など、MMSを利用する事例
基準点測量※	○	×	
河川測量※	○	×	➢河川縦横断測量など、航空レーザ測深機を利用する事例 （河川定期縦横断測量業務実施要領に準拠）
用地測量※	○	×	
地籍測量②【国土調査法第10条2項による作業を除く】	○	×	➢山村部の地籍測量など航空写真測量や航空レーザ測量を利用する事例 （リモートセンシング技術を用いた山村部の地籍調査マニュアルに準拠）
深浅測量②【標準的なもの】	○	×	➢急流部や深度が深い箇所など、ロッド・レッド手法が困難で音響測深機を利用する事例
	○	×	➢面的に3次元データを必要とする事例
一筆調査（E工程）	○	×	

継続適切な地域要件の設定（本店、支店又は営業所縛り） 試行状況

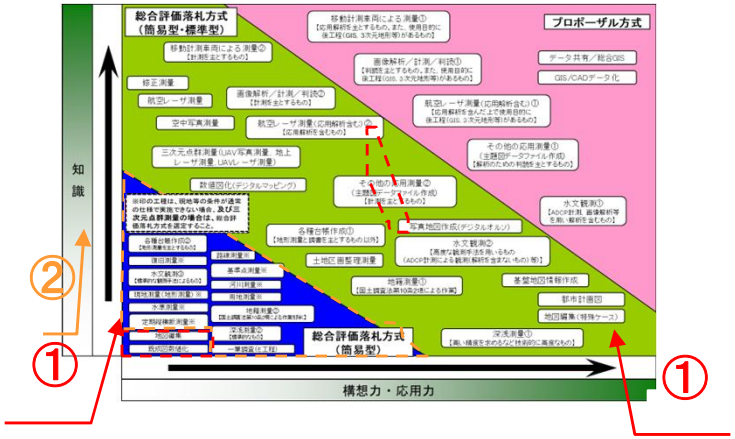
○測量業務において、本店縛りの適用対象を簡易型で発注する業務（現場作業あり）に拡充し、地域企業の育成確保を目的とした試行を実施。
地域企業の育成確保を目的として試行している本店、支店又は営業所縛りの試行状況は、概ね横ばい。【R2.8～】

本店縛りの実施概要(令和2年8月から)

		土木コンサル、地質調査、補償コンサル			測量 ①			②
		プロポ	総合評価（標準型）	総合評価（簡易型）	プロポ	総合評価（標準型）	総合評価（簡易型）※2	総合評価（簡易型）※3
現場なし	比較的規模が小※1	×	×	必要に応じて実施	×	×	必要に応じて実施	必要に応じて実施
	その他			×			×	×
現場あり	比較的規模が小※1			必要に応じて実施			積極的に実施	原則適用
	その他			×			×	

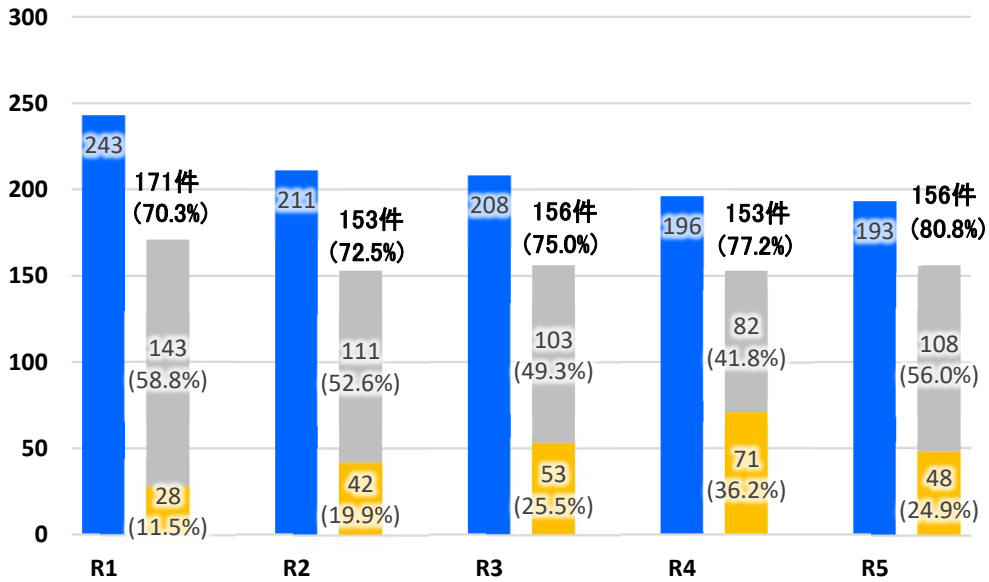
※1　概ね1,500万円以下が目安
※2　概ね右図（発注方式事例）の①が適用される業務
※3　概ね右図（発注方式事例）の②が適用される業務

■測量調査

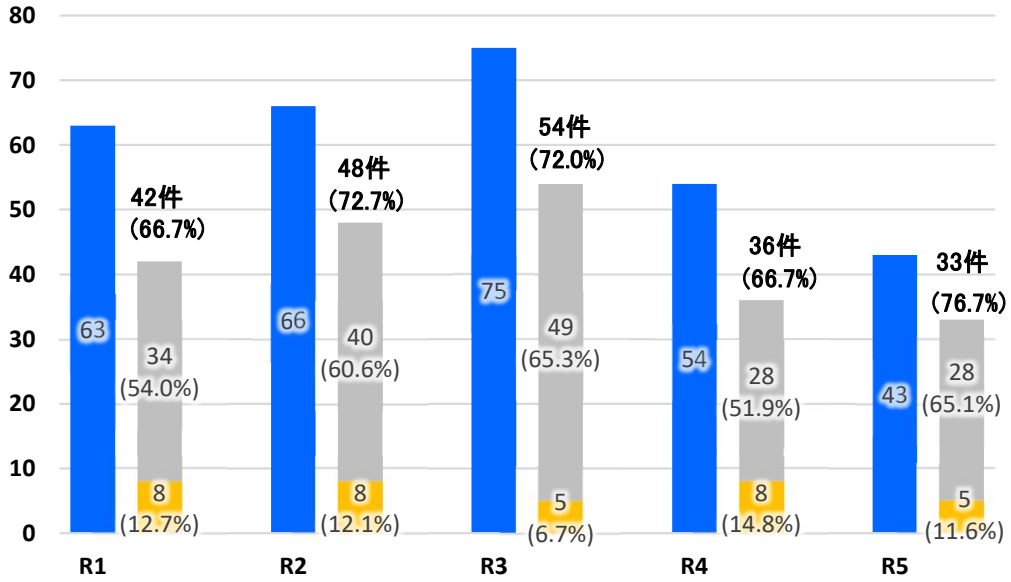


■本店の所在の有無を入札参加資格要件（本店縛り、本店、支店又は営業所縛り）での実施状況

（単位：件）



（単位：件）



■簡易型（1:1） 発注件数　■本店縛りの件数　■本店、支店又は営業所縛りの件数

※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。R1～R5年度は3月末時点

建設コンサルタント業務等における生成AI利活用等について

〇生成AIの活用は、日常業務や設計業務等においても業務効率を飛躍的に高める可能性を有しており、今後の積極的な利活用が求められている。
〇このため、将来的な生成AIによる知識活用、高度な情報検索・分析を見据え、機械可読性向上に配慮した成果のとりまとめを図る必要がある。
〇一方で、機密性の高い行政情報や個人情報などの情報漏洩リスクにも十分な留意が必要。（特にクラウド型AIサービスへの無秩序な入力）
〇以上を踏まえ、業務受注者が成果とりまとめにおいて生成AIを用いる場合の取扱いが定められたところ。

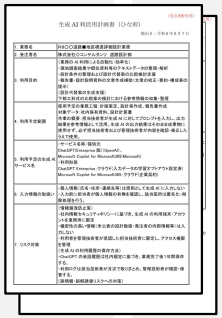
適 用　令和８年８月４日以降に発注する業務のほか、手続き中、契約済みの業務も対応可能な範囲で適用

実施内容（成果とりまとめ等で生成AIを用いる場合）

①生成AI利活用計画書の作成【受注者】

受注者は、
『生成AI利活用計画書』に、
利用目的、利用サービス名等を
記入し作成

利用目的の事例：
- 報告書本文の生成（要約・文章生成）
- 設計条件の整理・記述生成
- 発注者への提出書類　等



提出

②チェックリストを用いた確認【発注者】

調査職員は、『発注者確認
チェックリスト』により利活用内
容を確認



③成果等のとりまとめに使用【受注者】

受注者は、提出した『生成AI利活用
計画書』に定めた範囲内で
成果をとりまとめる。

※情報漏洩リスク、
　機械可読性に配慮



対象外

一般的な調査に生成AIを使用する場合
- 法令や基準、文献の検索補助
- 検討資料のたたき台作成
- Excelの関数提案　など

「生成AI利活用報告書」の提出は**不要**。
ただし、**業務計画書に行政情報流出防止対策の強化に関する事項を記載**すること

留意事項

➢業務計画書作成にあたり、生成 AI を業務の履行に際して利活用する場合には行政情報流出防止対策の強化に関する事項に「生成 AI を利活用することによるリスク対策等」を明示する。

➢生成AI を用いた成果物が契約書第8 条に定める特許権等の第三者の権利の対象となりうることに留意し、生成 AI を用いて作成した成果又は生成AI が成果内容の作成に実質的に寄与した箇所については、その旨を成果物に明示することとする。特に画像等で生成 AI を利用した場合には原則その旨の注釈をつけるものとする。

➢成果とりまとめにあたり、生成AI等が認識・解析しやすい形式となるよう配慮した報告書様式とするものとする。

※本スライドは、「建設コンサルタント業務等における生成AI利活用等について（依頼）」を基に、Microsoft Copilotを使用し要約したものです。

4. 令和8年度技術者単価

令和8年3月から適用する設計業務委託等技術者単価

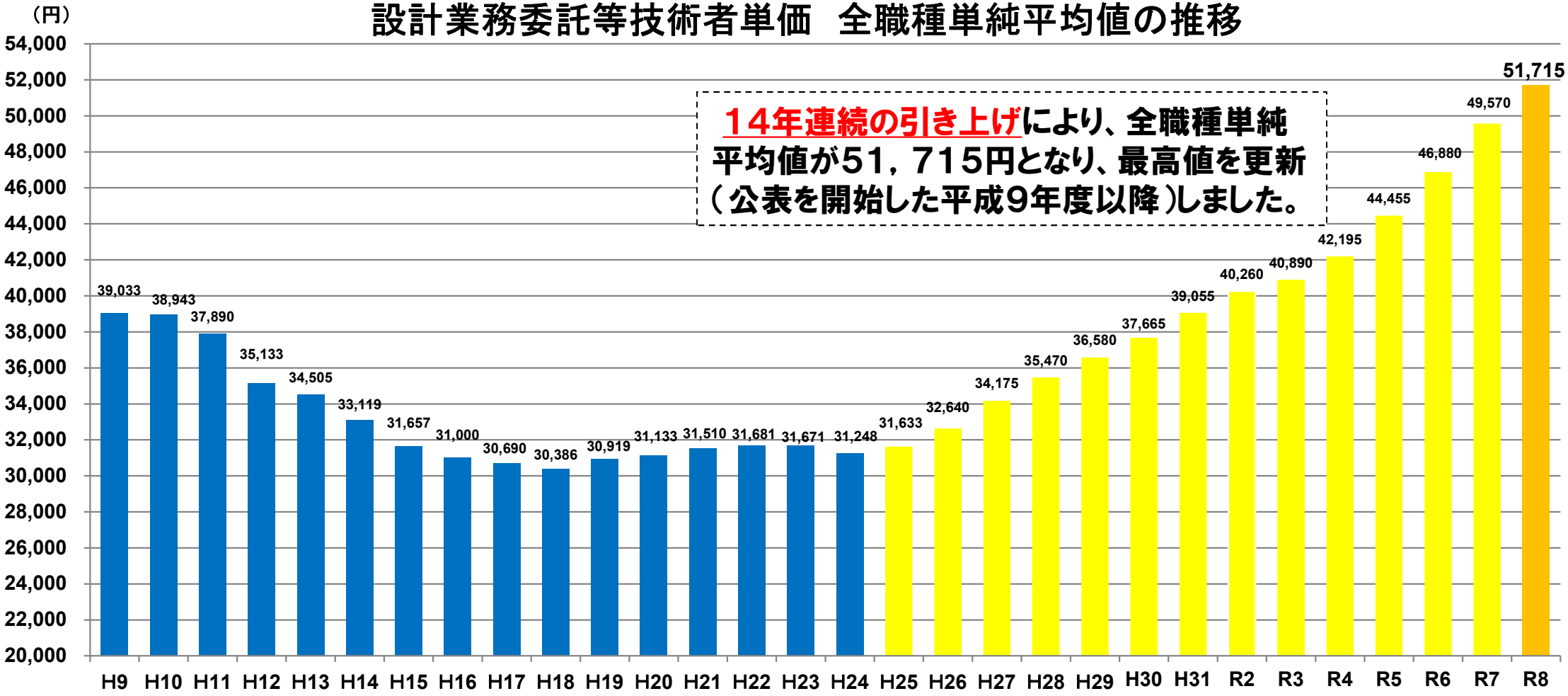
R8.2.17国土交通省
記者発表を基に
関東地方整備局が追記

設計業務委託等（設計、測量、地質関係）

◆ **最近の給与等の実態を適切・迅速に反映**

➡ 全職種平均　51,715円　R７年３月比；＋４．３%

（平成24年度比+６５．５%）



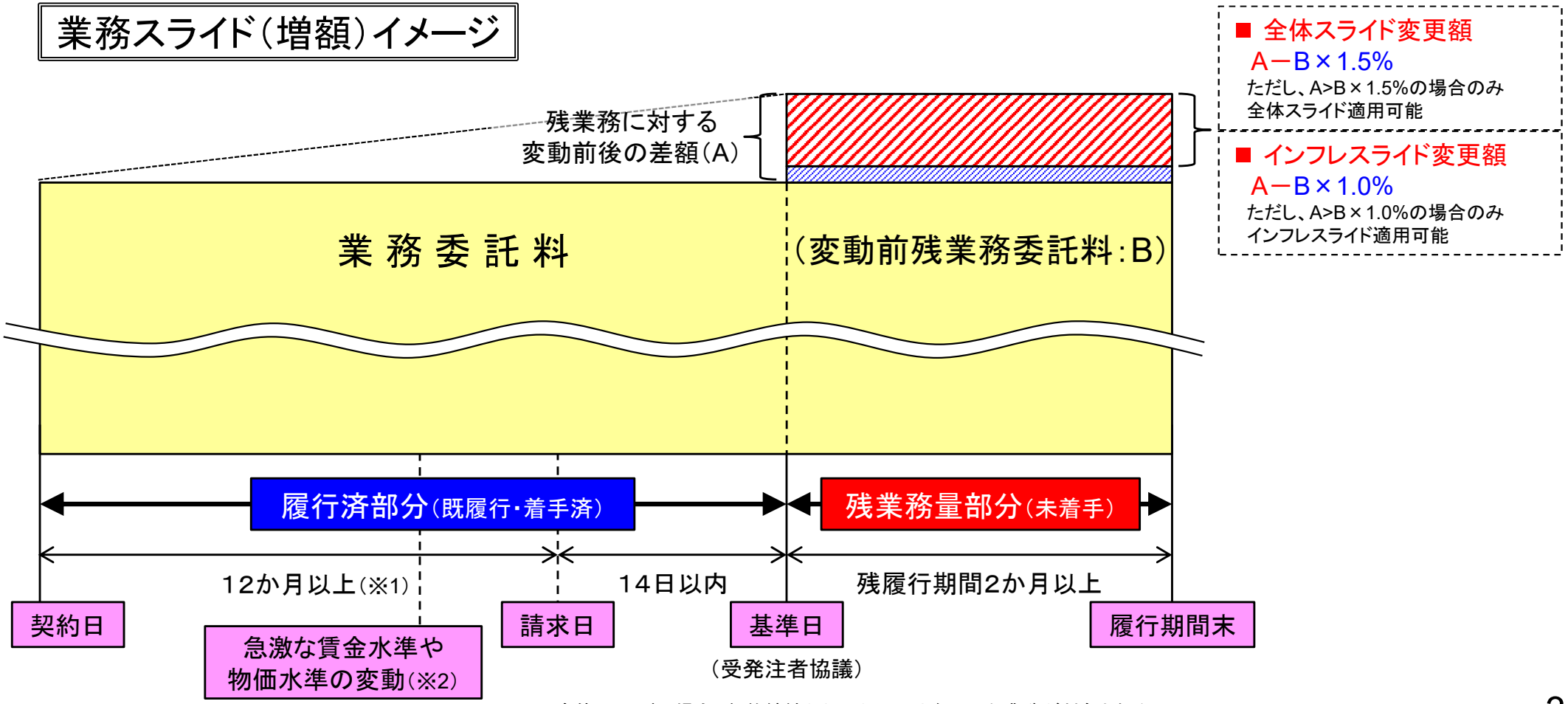
業務スライドの試行イメージ

R7.12.3国土交通省
記者発表を基に
関東地方整備局が追記

○業務スライドの試行のポイント 【令和8年度契約業務から適用】

・スライドとは、賃金等の変動に対処するため変動後の差額（スライド額）を業務委託料に反映する制度
・今回の試行では、まずはスライド額を適切に算定できる業務（賃金等の変動時の着手済・未着手が明確に確認できる業務）からの適用を開始

業務スライド（増額）イメージ



※1：全体スライドの場合、契約締結から12か月以上経過した業務が対象となる。
※2：インフレスライドの場合、履行期間の経過は関係なく、急激なインフレがあった場合が対象となる。

令和８年度（一社）全国測量設計業協会連合会　関東地区協議会及び東京地区協議会との意見交換会

資料－２

測量業行政の現状について

令和８年１１月４日

国土交通省　関東地方整備局

１．測量業者の登録数　Ｐ３

・測量業者登録数（全国・関東）

・測量業者登録数（管内都県別）

２．登録申請　Ｐ５

・登録申請における主な指摘事項等

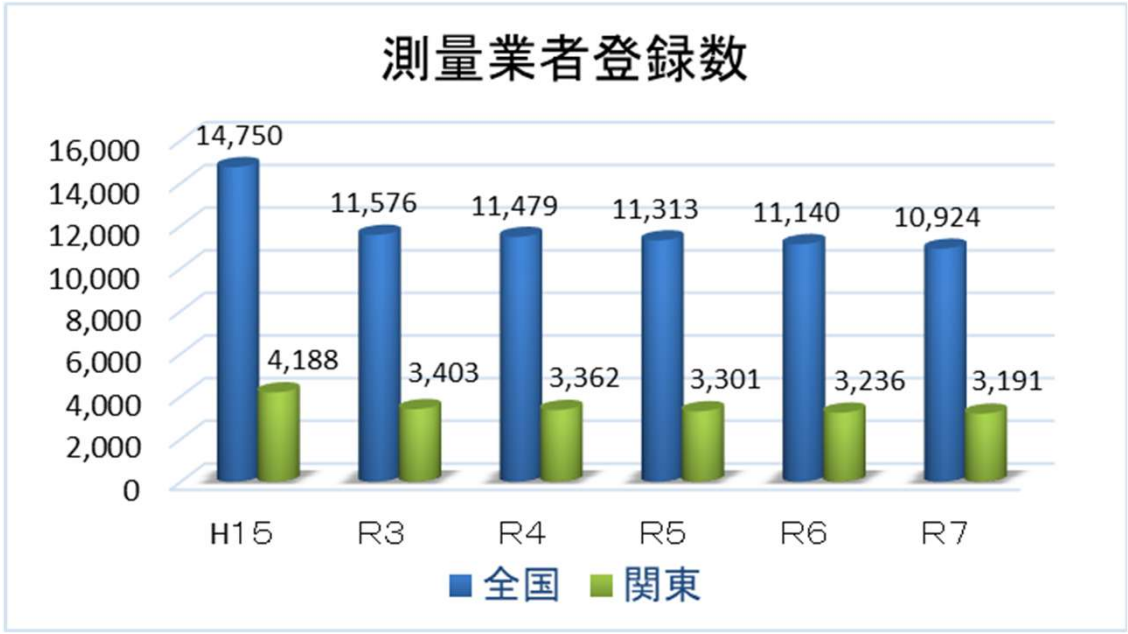
・【参考】申請書類提出に当たっての必要書類一覧

１．測量業者の登録数

測量業者登録数（全国・関東）

関東地方整備局管内の測量業者登録数は、令和７年度末現在で3,191業者となっており、全国の登録業者数の約３割を占めています。

同管内の登録業者数は、平成15年度末をピークとして減少傾向が続いており、令和７年度末現在、令和６年度末から45業者、平成15年度末からは997業者減少しています。



	H15	R3	R4	R5	R6	R7
全国	14,750	11,576	11,479	11,313	11,140	10,924
関東	4,188	3,403	3,362	3,301	3,236	3,191
前年比（関東）	－	▲ 15	▲ 41	▲ 61	▲ 65	▲ 45
H15比（関東）	－	－	－	－	－	▲ 997

測量業者登録数（管内都県別）

関東地方整備局管内における都県別登録業者数は、東京都が令和７年度末現在で891業者と最も多く、管内全体の約３割を占めています。

また、東京都を含め、各都県の登録業者数は、平成15年度末以降、おおむね減少傾向で推移しています。

都県別登録業者数

管内都県	H15	R3		R4		R5		R6		R7		
	業者数	業者数	前年比	業者数	前年比	業者数	前年比	業者数	前年比	業者数	前年比	H15比
茨城県	373	335	▲ 7	326	▲ 9	323	▲ 3	314	▲ 9	315	1	▲ 58
栃木県	239	199	▲ 4	198	▲ 1	192	▲ 6	187	▲ 5	184	▲ 3	▲ 55
群馬県	254	168	▲ 2	168	0	163	▲ 5	155	▲ 8	154	▲ 1	▲ 100
埼玉県	458	394	▲ 4	393	▲ 1	387	▲ 6	383	▲ 4	373	▲ 10	▲ 85
千葉県	513	394	0	381	▲ 13	377	▲ 4	369	▲ 8	373	4	▲ 140
東京都	1,315	972	▲ 3	953	▲ 19	942	▲ 11	917	▲ 25	891	▲ 26	▲ 424
神奈川県	562	552	2	547	▲ 5	533	▲ 14	531	▲ 2	522	▲ 9	▲ 40
山梨県	151	132	▲ 2	134	2	130	▲ 4	129	▲ 1	131	2	▲ 20
長野県	323	257	5	262	5	254	▲ 8	251	▲ 3	248	▲ 3	▲ 75
合　計	4,188	3,403	▲ 15	3,362	▲ 41	3,301	▲ 61	3,236	▲ 65	3,191	▲ 45	▲ 997
全国計	14,750	11,576	▲ 54	11,479	▲ 97	11,313	▲ 166	11,140	▲ 173	10,924	▲ 216	▲ 3,826

２．登録申請

登録申請における主な指摘事項等

１）役員変更等の変更登録申請漏れ（変更の事由が生じた場合は遅滞なく）

２）財務に関する報告書の未提出（毎事業年度終了日から３か月以内）

→　登録証明書の発行を保留するほか、更新申請手続きを進めることができません。

３）更新申請漏れに伴う登録の消除

→　登録が必要な場合は、改めて新規登録申請を行う必要があります。

なお、申請から登録までには90日程度を要します。

４）各種申請・報告時の必要書類添付漏れ

本省ホームページ掲載「申請書類提出に当たっての必要書類一覧」を必ず確認

◎不明な点は、
関東地方整備局　建政部　建設産業第二課測量業係へ
事前にご相談ください。

〈参考〉測量業の登録に関する情報（国土交通本省ホームページ）
URL　https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000209.html

測量業登録にかかる必要書類一覧

申請等の種類		新規　登録申請		更新　登録申請		変更　登録申請						定款変更	財務に関する報告		廃業等の届出	登録証明	測量士の変更届出（任意）
法人・個人の別		（法人）	（個人）	（法人）	（個人）	（法人）				（個人）		（法人）	（法人）	（個人）	（法人・個人）	（法人・個人）	（法人・個人）
提出時期		随時		登録有効期間満了日の90日前から30日前まで		変更の事由が生じたら遅滞なく						変更の都度	毎事業年度終了日から3ヶ月以内		・法55条の9第1項による場合：事由が生じた日から30日以内 ・法55条の9第2項による場合：事由が生じたら遅滞なく	随時	変更の事由が生じたら遅滞なく
届出の内容等	（書類を綴じる順番は以下とし、申請書類（正）、（写）と添付書類に分け、それぞれクリップ等で留めてください。）					・商号又は名称 ・資本金又は出資の額 ・営業所の所在地	・役員の変更（代表権の変更を含む）	・営業所の新設	・営業所の廃止 ・主として請け負う測量の種類	・事務所の名称 ・事業主の氏名 ・主として請け負う測量の種類 ・営業所の所在地 ・営業所の廃止	・営業所の新設					登録情報は国土交通省ホームページ（http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000059.html）でご確認いただけます。	・誓約測量士の変更
申請書類（添付書類）※提出部数はその他提出部数のとおり	測量業者登録申請書	○	○	○ 登録手数料として収入印紙(15,500円)の貼付が必要	○ 登録手数料として収入印紙(15,500円)の貼付が必要												
	登録免許税納付書・領収証書はり付け欄	○	○ 登録手数料による場合は不要														
	測量業者登録申請書別紙	○	○	○	○												
	測量業者変更登録申請書					○	○	○	○	○	○						
	測量士の変更について																
	定款変更届											○					
	財務に関する報告書（表紙）												○	○			
	廃業等の届出書														○		
	定款（現行定款）	○		○													
	営業経歴書	○	○	○	○								○	○			
	直前2年の各事業年度における測量実施金額	○	○	○	○												
	財務事項一覧表(法人)	○											○				
	完成測量原価報告書	○											○				
	会社法等に準拠した貸借対照表及び損益計算書(法人)	○											○				
	貸借対照表(個人)		○											○			
	損益計算書(個人)		○											○			
	法人税（所得税）の納付すべき額及び納付済額を証する書面 （原本：納税証明書（その1））	○ 税目：法人税	○ 税目：申告所得税及復興特別所得税										○ 税目：法人税	○ 税目：申告所得税及復興特別所得税			
	使用人数、営業所ごとの測量士・測量士補の数	○	○	○	○								○ 変更があった場合のみ	○ 変更があった場合のみ			
	誓約書（法55条の6）	○	○	○	○		○ 新任役員（監査役・会計参与は除く）がいる場合のみ										
	誓約書（法55条の13）	○	○	○	○		○ 役員を誓約測量士として登録する場合のみ（但し代表権の変更の場合は不要）	○			○						○ （新たに誓約測量士を配置しない場合は不要）
	測量士の変更届出書																○
証明書 ※提出部数は2部	登録証明願															○	
確認書類　※提出部数は1部	申請内容を証する書面 税務申告書類（写）、法人等の設立申告書（写）又は法人設立届出書（写）、営業証明書（原本：発行日から3ヶ月以内のもの）　等 （営業所名称及び所在地等が確認できるもの）	○ 支店登記されていない営業所を登録する場合のみ	○ 営業所の所在地が申請者の住所と相違する場合のみ	○ 支店登記されていない営業所を登録する場合のみ	○ 営業所の所在地が申請者の住所と相違する場合のみ	○ 支店登記されていない営業所の所在地を変更する場合のみ		○ 支店登記されていない営業所を登録する場合のみ		○ 営業所の所在地を変更する場合で申請者の住所と相違する場合のみ	○						
	役員等一覧表	○	○	○	○		○ 新任役員（監査役・会計参与は除く）がいる場合のみ										
	誓約測量士の資格を証する書面 測量士名簿記載事項証明書（原本：発行日から3ヶ月以内のもの）	○	○	○ 誓約測量士を変更する場合のみ	○ 誓約測量士を変更する場合のみ		○ 新任役員を誓約測量士とする場合のみ	○			○						○ （新たに誓約測量士を配置しない場合は不要）
	誓約測量士の常勤を証する書面 直近の被保険者標準報酬決定通知書（写）または健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書（写） ※提出の際は、記号、番号及び被保険者整理番号をマスキングしてから提出してください（誓約測量士の標準報酬月額はマスキングしないで下さい）。	○		○			○ 新任役員を誓約測量士とする場合のみ	○									○ （法人の場合） （新たに誓約測量士を配置しない場合は不要）
	住民票の抄本（原本：発行日から3ヶ月以内のもの。）または在留カード（写）		○		○					○ 事業主の氏名を変更する場合、営業所の所在地を変更する場合	○						○ （個人の場合） （新たに誓約測量士を配置しない場合は不要）
その他	提出部数	①申請書類（正）1部【国土交通省閲覧用】 ②申請書類（写）1部【都道府県閲覧用※】※登録営業所が複数の都道府県にある場合は、その都道府県の数と同数の写を用意し、左上に営業所の存する都道府県名を記載してください。（財務に関する報告書（表紙）は左上の都道府県名の記載は不要です。） ③確認書類1部 ※定款変更について、内容を大きく変更した場合は、定款の写しを上記①及び②の部数添付してください。														・正1部のみ	・正2部のみ	・正1部のみ
	返信用封筒 （切手貼付・住所・宛名記載）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※			○	○	
	注意事項等	登録情報は国土交通省ホームページ（http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000059.html）でご確認いただけます。															
		登録要件（誓約測量士の常勤等）等の確認の必要から、本表に記載してる書類以外も追加の書類の提出を依頼する場合があります。ご了承ください。															

※ 測量業の登録申請等にあたっては登記事項証明書の添付を求めていましたが、令和6年2月1日から登記事項証明書の取得・添付が不要となりました。

※ 申請書類は記載例（http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000233.html）を十分確認の上、作成してください。

令和８年１１月４日

（一社）全国測量設計業協会連合会
関東地区協議会
東京地区協議会

令和８年度関東地方整備局との意見交換

《意見・要望》

１　熊等の野生鳥獣対策に係る測量業務の安全対策費用の計上と、熱中症対策義務化に伴う安全管理費及び履行期間の適正な設定について

近年、熊等の野生鳥獣の出没が増加しており、測量業務において作業員の安全確保のため見張り要員の配置や猟友会等との連携が必要となる事例が増えています。しかし、これらの安全対策に要する費用については、現行の積算基準では十分に反映されていない状況です。

また、熱中症対策が事業者の義務となったことを踏まえ、空調服、ＷＢＧＴ計、休憩施設等の整備が必要となっています。さらに、夏季においては作業時間が限られ、休憩時間の確保も必要となり、結果として作業期間が長くなってしまいます。

熊等の出没が想定される地域で実施する測量業務については、安全対策に必要な人員配置や警戒措置等に係る費用を適切に計上できるよう、積算基準の見直しを要望します。

また、熱中症対策としての費用については、安全管理費として適切に積算できるよう制度の整備を要望すると同時に、作業期間の延長に伴う適正な履行期間の設定並びに測量業務費の割増についても、併せて要望します。

２　公共物の３次元管理台帳の整備促進について

公共物の３次元管理台帳の整備について、一昨年度にもお願いしましたが引き続き要望いたします。

インフラ老朽化が進む中、維持管理の効率化・高度化を図るためにも、３次元データを活用した管理台帳の整備は急務と考えます。

関東地方整備局をはじめ関係機関における積極的なご検討をお願いいたしますとともに、整備の事業に地域の測量設計業者の活用をお願いいたします。

３　担い手の確保及び生産性向上に資する適正な利潤の確保のための低入札価格調査基準の引き上げについて

公共工事の品質確保の促進に関する法律は、公共工事の品質確保とともに、その担い手の中長期的な育成・確保を目的としています。測量業務および建設関連業務においても、適正な技術者配置、品質管理、照査、若手技術者の育成、最新技術への対応を継続するためには、適正な価格による契約と一定の利潤確保が必要不可欠です。

近年、物価や人件費上昇、測量機器・ソフトウェア費用の上昇、資格取得・研修費用の増加などにより、地域企業の経営環境は厳しさを増しております。過度な低価格競争が続いた場合、成果品質の低下のみならず、地域の担い手不足、若手技術者の離職、災害時対応力の低下にもつながることが懸念されますので、低入札価格調査の基準の引き上げを要望します。

４　測量設計業務における標準歩掛が、現場の実態と乖離が生じていると考えられる点について

都市部における用地測量や現地踏査に要する時間が、近年の交通量増加や関係機関協議の増大により増加しているにもかかわらず、現行歩掛では十分に反映されていない点です。実務では、安全確保や関係者調整に相当の工数を要しており、結果として時間外労働の増加や若手技術者の負担増につながっております。

また、ICT や三次元測量機器の導入に伴い、データ処理や品質管理に要する技術者工数が増加している点です。現行の歩掛では、測量作業の効率化のみが評価され、データ整理・チェック・三次元モデル化等に要する時間が十分に見込まれていないと感じております。

つきましては、現場の実態調査や実績データの収集を通じて、下記のような形で歩掛の見直しをご検討いただきたく存じます。

・都市部や高密度交通区域など、条件の厳しい現場に対する加算係数の設定

・ICT 活用業務における、データ処理・検証作業を明示的に評価する歩掛の設定

これらの見直しは、貴局が推進されている業務環境改善や担い手確保の取り組みにも資するものと考えております。

ぜひともご検討いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

５　測量技術者の提案力向上から始まる「成長と分配の好循環」の実現

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業への加点措置など、技術者の処遇改善に向けた取組が進められている一方、労務費の上昇に対して業務量や事業量が十分に拡大しない状況が続けば、企業における持続的な人材確保・育成が困難となることが懸念されます。

一方、業務実施中における受発注者間の協議や技術提案については、その必要性や効果に応じて業務内容への反映や契約変更が行われるなど、技術者の創意工夫を活かす環境も整いつつあります。

特に、測量及び地理空間情報分野における新技術の活用や技術提案は、前項で要望した地理空間情報の共同利用、災害対応の迅速化、自動運転・自動施工等の次世代技術への対応など、当初業務の枠を超えた行政サービスの高度化にもつながります。

このような技術提案を起点として、業務の高度化、新たな業務への展開、企業の成長、技術者の処遇改善へとつなげ、その成果をさらに人材育成と技術力向上へ再投資することにより、測量業界における「成長と分配の好循環」を形成することが重要と考えます。

当協議会としても、若手技術者を中心とした技術提案力の向上、新技術に関する教育・啓発活動に取り組んでまいりますので、次の事項についてご理解とご支援をお願いいたします。

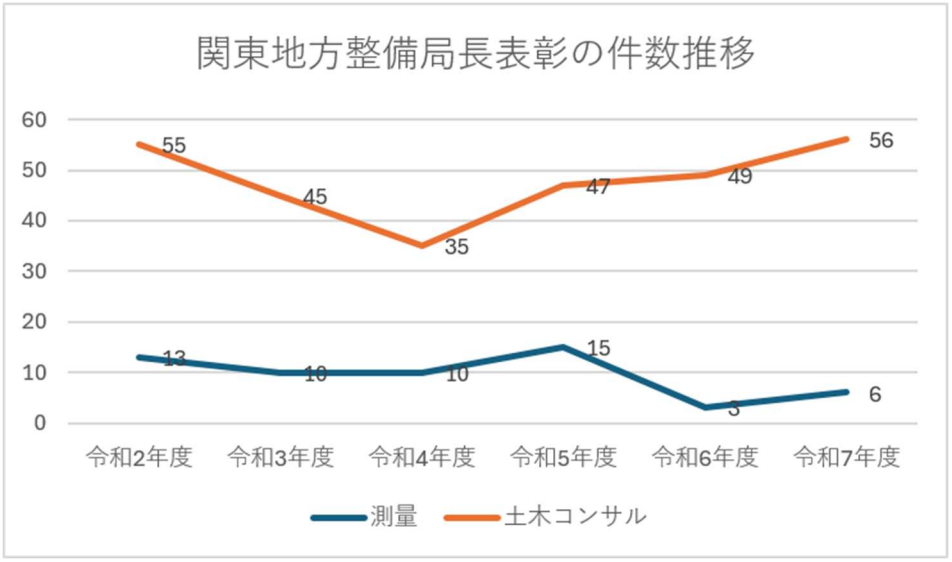
１）測量新技術の活用促進と必要な事業費の確保

地理空間情報の共同利用、災害対策、インフラ DX 及び次世代技術への対応を進めるためには、個々の業務の中から生まれる技術者の提案を積極的に活かすことが重要です。発注時に定められた業務内容にとらわれることなく、業務の高度化や行政サービスの向上に有効な技術提案については積極的に採用するとともに、必要となる追加作業について適切な契約変更及び事業費の確保ができる運用をお願いいたします。

２）優良業務・優良技術者表彰の充実

前年度の要望を受け、測量分野における優良業務・優良技術者の表彰件数を３件から６件に拡充いただいたことに感謝申し上げます。今後も、従来の業務成果に加え、新技術の活用、災害対応、地理空間情報の高度利用、生産性向上等に資する優れた技術提案について積極的に評価いただき、測量技術者の意欲向上と若手技術者

の育成につながる表彰制度のさらなる充実をお願いいたします。



これらの取組により、測量技術者の提案力を公共事業の高度化につなげ、その成果を企業の成長と技術者の処遇改善に還元し、さらに次世代の人材育成・技術力向上へ再投資する「成長と分配の好循環」の実現を期待するものです。

《自由討議》

1　災害復旧支援に係る通常業務の履行期間の柔軟な対応について

近年、気候変動の影響により自然災害が激甚化・頻発化する中、災害復旧を支える技術者の役割は一層重要となっております。今後、発生が懸念される首都直下型地震や南海トラフ巨大地震をはじめとする広域災害においては、被災地域内の人材のみで早期復旧を担うことは極めて困難であり、地域を越えて全国の技術者が相互に支え合う体制の構築が不可欠であります。

災害発生時には、自治体等からの要請に応じ、測量・調査・設計等の技術支援を迅速に行う必要があり、私ども測量設計業者は、地元都県内はもとより、他地域の被災に際しても、地域貢献及び相互扶助の一環として積極的に対応しているところであります。しかしながら、これらの支援業務は突発的かつ緊急性が高く、受注済みの通常業務と並行して対応せざるを得ないのが実情であり、大規模災害時には、業界全体の人材不足がさらに深刻化することが懸念されます。

一方、災害復旧支援に従事した場合の通常業務の履行期間の取扱いについては、国及び県においては通達等により柔軟な対応が図られているものと承知しております。しかしながら、市町村が発注する業務においては、通達の趣旨は理解されつつも、実際には履行期間の延長等の対応が困難であるとの実態が見受けられます。これは、国庫補助金等に係る工期上の制約により、自治体職員の判断のみでは履行期間の変更が行えないことに起因するものと考えられます。

つきましては、下記のとおり要望いたします。

一　発注者（国、都道府県及び市町村）におかれましては、災害復旧支援に従事した受注者に対し、通常業務の履行期間の延長について、柔軟かつ十分なご配慮を賜りますようお願いいたします。

二　国におかれましては、市町村を含む各発注機関における履行期間の取扱いの実態を調査いただくとともに、国庫補助事業に係る工期の制約が災害復旧支援の妨げとならない よう、災害時における工期の柔軟な取扱いについて、制度面での対応をご検討賜りますようお願いいたします。

三　あわせて、全国的な相互支援体制の重要性について、関係機関の一層のご理解を賜りますようお願いいたします。

２　「設計業務等標準積算基準書」における地域による変化率に関する要望について

公共インフラの基盤を支える測量・設計業務において、優れた技術者の確保・育成は急務となっております。しかしながら、「設計業務等標準積算基準書」は全国一律に地域による変化率と経費が設定されており、地域ごとの経済実態との乖離が課題となっています。

都市部では、物価や生活費、地価等が高く、それにともない技術者の人件費水準も高く推移しております。このような地域特有の実情が考慮されない現行制度のもとでは、受注企業における適正な利潤の確保が厳しく、結果として、都市部では新たな「担い手の確保・育成」を困難な状況にしています。

つきましては、地域の実情を反映した「地域による変化率の見直し・適正な経費の運用」をご検討いただくよう強く要望いたします。

3　地域インフラを支えるパートナーとして人口減少時代における地域測量技術力の維持・確保について

地域測量業者は、社会資本整備の基礎となる測量業務を担うとともに、災害発生時には被災状況調査や緊急測量など、地域の安全・安心を支える重要な役割を担っています。

出先事務所によっては、県の測量設計業協会と災害協定を締結しているところがあり、このような事務所では、災害等の非常時に災害協定に基づく業務を適切かつ迅速に実施するために、県内事業者の経営の安定的拡大と対応可能業者を増やす必要があります。

しかしながら、人口減少や少子高齢化の進展に伴い、測量技術者の不足や高齢化が深刻化しており、特に地域における技術力の維持・継承が大きな課題となっています。また、BIM/CIM、UAV 測量、3 次元点群データ活用など技術革新が急速に進む中、地域企業には新たな技術への対応も求められています。

地域の測量技術力は、研修や資格取得だけで維持できるものではなく、平時から継続的に業務を実施し、技術者が経験を積み重ねることで培われるものです。その技術力は、災害発生時の迅速な対応やインフラ維持管理を支える重要な基盤となります。

しかしながら、測量業務の総合評価落札方式おいては県などでの受注実績も認められてはいますが、国土交通省の業務受注実績のある会社との総合評価の点数に開きがあり、結局は毎年同じような会社が受注しています。

今後、地域測量業者が継続的に活躍できる発注環境の整備に向け、新規参入業者受注実績のない、あるいは少ない業者が参加できる仕組みや技術力を適切に評価する仕組みの構築等、地域測量業者の技術力の維持・向上に向けた取組について、関東地方整備局のお考えをお伺いいたします。

例えば

・各出先事務所から発注される測量業務のうち、簡易公募型で発注する案件については、
　原則、履行場所の県内業者に限定。
　国発注業務と地方自治体等発注業務の評点の差を小さくする。
　同種業務と類似業務との評点の差を小さくする。
　価格のみの競争にならないよう技術提案にウェイトを置く、等。
・地域企業が参画しやすい業務規模での発注
・地域精通度や災害対応能力を適切に評価する発注方式の推進
・発注平準化による安定的な業務量の確保
・BIM/CIM や 3 次元測量など新技術分野への地域企業の参画機会拡大

4　大規模災害に備えた地理空間情報の共同利用の推進について

【内容】

首都直下地震、豪雨による洪水・内水氾濫、土砂災害、富士山噴火による広域降灰等の大規模災害に備え、道路・橋梁・トンネル、河川・ダム、上水道、下水道及び都市下水路に係る地理空間情報について、国土交通省と地方公共団体が平常時から相互に利用できる環境を整備し、発災時の被害把握、人命救助、道路啓開、応急復旧及び災害査定に一貫して活用できる仕組みの構築を要望します。

各地域では、都市化の程度、地形の起伏、施設密度、自治体規模等が大きく異なることから、一律のデータ仕様や整備水準を求めるのではなく、既存成果を最大限に生かしながら、共通利用・作業共有・重複削減を進めることが重要と考えます。

〇背景・課題

大規模災害時には、現地への立入りが困難となる一方、短時間で被災状況を面的に把握し、救助・啓開・復旧の優先順位を判断する必要があります。国土交通省は平成 29 年 2 月に「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」を策定し、災害査定の効率化・簡素化を事前ルール化しました。さらに令和 6 年 5 月に同方針の解説を改定し、航空写真や代表的な断面の活用による測量・図面作成等の軽減に加え、早い段階で被災確認を行い、手戻りのないシームレスな詳細設計につなげる「早期確認型査定」を導入するなど、災害復旧全体の迅速化を進めています。

しかし、公共施設やライフラインの台帳、航空写真、道路台帳、地籍調査成果等は管理主体ごとに整備・更新されており、同一地域で重複した計測や確認作業が生じることがあります。また、災害後に被災前の状況を一から把握することは、時間・人員の両面で大きな負担となります。

〇具体的な提案

区分	提案	内容
平常時	① 施設台帳等の 3D 化・共同利用	道路・橋梁・トンネル、河川・ダム、上水道、下水道、都市下水路について、地上レーザ、MMS、SLAM 等を活用して 3 次元化を進める。国・自治体が既存成果を共有し、重複計測を減らす。
平常時	② 航空写真・3 次元成果の活用	ステレオペアで取得されている航空写真を、2 次元画像に加えて立体視、3D ビューワ、DSM・3D モデル等として活用し、災害前の基礎情報として継続的に蓄積する。
平常時	③ 道路台帳･地籍成果等の相互活用	道路台帳と地籍調査等の官民境界成果について、関係機関間の相互活用を一層促進する。必要な現地立会いや境界確認についても、国・自治体・関係協会等が作業を共有し、迅速化と重複削減を図る。
発災時	④ 衛星･航空による差分把握	光学・SAR 衛星、航空写真、航空レーザ、必要に応じて UAV 等を活用し、平常時データとの比較・差分抽出により、被災範囲や構造物・地形の変状を迅速に把握する。
発災時	⑤ 共通地理空間情報として統合	平常時の 3 次元データ、台帳、境界、航空写真等に発災後の被害情報を重ね合わせ、道路啓開、緊急輸送、応急復旧、災害査定、本復旧まで継続活用する。

〇期待される効果

平常時に蓄積された地理空間情報を国・自治体が共通利用することで、発災後の初動に必要な基礎情報を直ちに確保でき、現地調査・測量・図面作成等の重複を抑制できます。これは、令和 6 年改定解説が示す「設計図書に添付する図面等の効率化」や「早期確認型査定」の方向性にも合致し、被害把握から救助、道路啓開、応急復旧、災害査定、本復旧までの時間短縮と、被災自治体の人的負担の軽減が期待できます。

また、本取組は地震だけでなく、洪水・内水氾濫、土砂災害、火山降灰等にも共通して有効であり、関東地域全体の災害対応力の向上に資するものと考えます。

〇要望

関東地方整備局におかれましては、管内の国・地方公共団体等が保有する地理空間情報について、地域ごとの実情に応じた整備水準を尊重しつつ、次の取組を推進していただくよう要望します。

① 対象施設の 3 次元化を進め、国・自治体間で既存成果を共同利用できる環境を整備すること。

② 航空写真、3 次元点群、道路台帳、地籍調査成果及び官民境界情報等の相互利用を促進すること。

③ 国・自治体・関係協会等が、計測、現地立会い、境界確認等の作業を可能な範囲で共有し、重複作業の削減と整備の迅速化を図ること。

④ 発災時には衛星・航空・UAV 等の観測結果を平常時データと重ね合わせ、被害把握、早期の被災確認、詳細設計、災害査定、本復旧まで継続利用できる運用を構築すること。

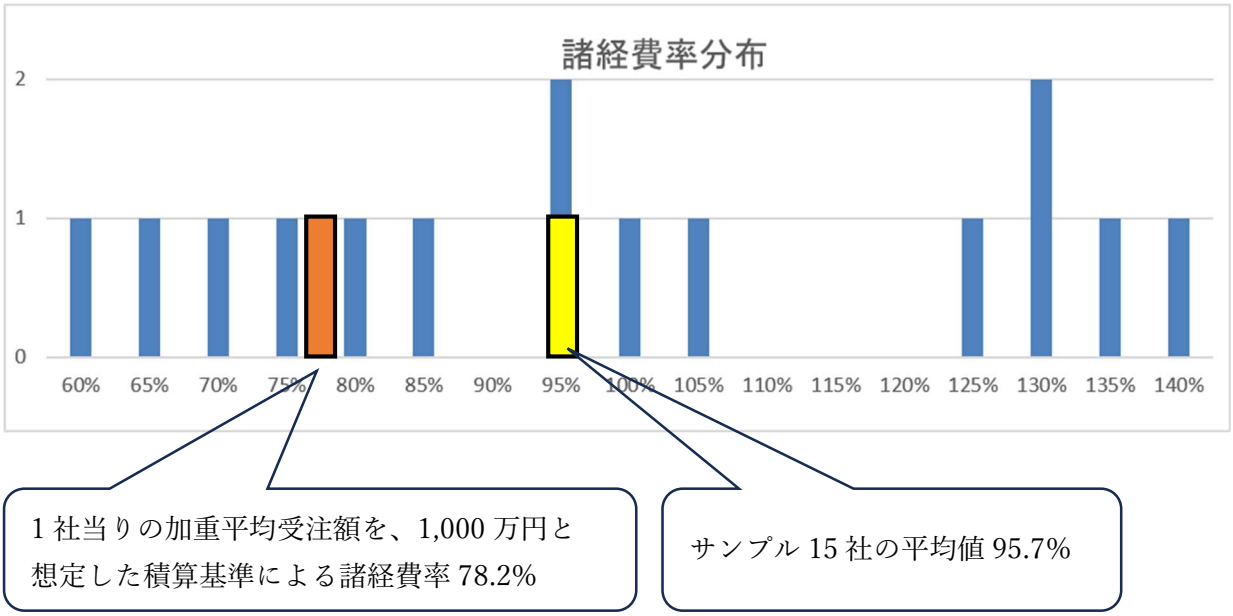
【参考】国土交通省「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」解説（令和 6 年 5 月改定）

当協議会としても、測量・地理空間情報に関する専門技術を活かし、平常時のデータ整備から発災直後の被害状況把握、災害査定及び復旧・復興に至るまで、関係機関と連携して積極的に貢献してまいります。

5　諸経費へ項目の追加と想定構成比率の明示について

【内容】

測量会社として高品質な成果物の提供を最優先とする一方、技術者の適正な給与確保や、昨今の物価高騰による一般経費の上昇への対応も重要となっております。こうした中、昨年度に提示いたしました協議会の会員アンケート１３社の集計を、新規２社と更新７社で合計１５社について集計いたしましたので、次のグラフにてお示しします。



当協議会でも、諸経費を適切に活用するため、会員企業の間接費の内訳や実態について調査を継続しております。今後の検証の参考とするため、諸経費率における各費目の考え方や構成割合について、可能な範囲でご教示をお願いいたします。

また、各種情報保護や環境への配慮等のコンプライアンス、さらに業務以外に必要な取り組みにかかる技術者労務費について内訳表に示しておりますので、諸経費項目としての採用をご検討くださいますようお願いいたします。

1	測量業務価格の構成比率				100.0%
2	測量作業費				
3	直接測量費				51.1%
4		直接人件費	技術者単価		39.6%
5			基本給相当額		
6			諸手当	役職、資格、通勤、住宅、	
7				家族、その他	
8			賞与相当額		
9			事業主負担額	退職金積立、健康保険、	
10				厚生年金保険、雇用保険、	
11				労災保険、介護保険、児童手当	
12		材料費			2.0%
13		機械経費			2.4%
14		直接経費			
15			旅費交通費		1.8%
16			基地関係費		1.3%
17			安全費		0.4%
18			電子成果品作成費		0.3%
19			その他		2.0%
20		技術管理費			
21			精度管理費		0.4%
22			成果検定比		0.9%
23	**諸経費率**		※ 直接測量費に対する比率	95.7%	
24	間接測量費				13.4%
25			動力用水光熱費		1.0%
26			登記記録調査		0.6%
27			外注発注事務費		1.5%
28			オンライン電子納品		1.0%
29			情報共有システム費用		1.3%
30			OA機器	BIM/CIM用含む	1.3%
31			熱中症対策費用		1.0%
32			各種セキュリティ対策	※ 技術者労務費	1.6%
33			教育研修・指導費	※ 技術者労務費	1.9%
34			提案・プロポーザル費	※ 技術者労務費	2.1%
35					
36	一般管理費等				35.5%
37		一般管理費			
38			役員報酬		4.4%
39			従業員給与手当	※ 一般事務・販売	7.5%
40			退職金	※ 一般事務・販売	0.7%
41			法定福利費		4.6%
42			福利厚生費		0.6%
43			事務用品費		0.7%
44			通信交通費		0.7%
45			動力用水光熱費		0.5%
46			広告宣伝費		0.4%
47			交際費		0.6%
48			寄付金		0.1%
49			地代家賃		3.1%
50			減価償却費		1.6%
51			保険料		1.7%
52			環境対策費	※ ESG対策等	0.2%
53			雑費		1.0%
54		付加利益			7.1%
55			法人税、地方税、株主配当金、内部保留金、		
56			支払利息及び割引料、支払保証料、営業外費用		
57			役員賞与金	※ 土木設計と同様	

資料－３

令和８年度

（一社）全国測量設計業協会連合会関東地区協議会及び東京地区協議会との意見交換会　関東地方整備局　回答

令和８年１１月４日（水）

令和８年度　（一社）全国測量設計業協会連合会関東地区協議会及び東京地区協議会との意見交換会

１ 熊等の野生鳥獣対策に係る測量業務の安全対策費用の計上と、熱中症対策義務化に伴う安全管理費及び履行期間の適正な設定について

近年、熊等の野生鳥獣の出没が増加しており、測量業務において作業員の安全確保のため見張り要因の配置や猟友会等との連携が必要となる事例が増えています。しかし、これらの安全対策に要する費用については、現行の積算基準では十分に反映されていない状況です。

また、熱中症対策が事業者の義務となったことを踏まえ、空調服、ＷＢＧＴ計、休憩施設等の整備が必要となっています。さらに、夏季においては作業時間が限られ、休憩時間の確保も必要となり、結果として作業期間が長くなってしまいます。

熊等の出没が想定される地域で実施する測量業務については、安全対策に必要な人員配置や警戒措置等に係る費用を適切に計上できるよう、積算基準の見直しを要望します。

また、**熱中症対策としての費用については、安全管理費として適切に積算できるよう制度の整備を要望すると同時に、作業期間の延長に伴う適正な履行期間の設定並びに測量業務費の割増についても、併せて要望**します。

関東地方整備局	・熊等への対策に係る費用は、測量業務積算基準の安全費の積算において、熊対策ハンター等の費用を現場状況に応じて積上げ計上できることとなっております。 ・熱中症対策としての費用は、前年度までは全て間接測量費率の範疇となっておりました。令和８年度より設計業務等標準積算基準書において、作業員個人に対する費用は間接測量費の範疇、現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上できることとなっております。 また、作業期間の延長に伴う適正な履行期間の設定に関しては、令和８年４月１７日付け「設計業務等における猛暑期間・時間を踏まえた業務発注等について（通知）」において、猛暑期間における現場作業回避が必要となった場合は、調査職員と協議を行うことができることとしています。 ・諸経費動向調査を通じて必要な経費の実態等を把握してまいりますので、毎年実施している諸経費動向調査へのご協力をお願いいたします。

令和８年度　（一社）全国測量設計業協会連合会関東地区協議会及び東京地区協議会との意見交換会

２ 公共物の３次元管理台帳の整備促進について

公共物の３次元管理台帳の整備について、一昨年度にもお願いしましたが引き続き要望いたします。 インフラ老朽化が進む中、維持管理の効率化・高度化を図るためにも、**３次元データを活用した管理台帳の整備**は急務と考えます。 **関東地方整備局をはじめ関係機関における積極的なご検討をお願いいたしますとともに、整備の事業に地域の測量設計業者の活用をお願い**いたします。

関東地方整備局	・関東地方整備局（河川分野）では、三次元河川管内図を整備し、河川維持管理の効率化・高度化を推進しています。引き続き、堤防、河道等について、河川定期縦横断測量等による三次元データの取得を進めてまいります。 関東地方整備局（道路分野）では道路管理の合理化・効率化を推進しています。 ・今後、整備にあたっては、地域の測量設計業務者の活用も含め、考えてまいります。

令和８年度　（一社）全国測量設計業協会連合会関東地区協議会及び東京地区協議会との意見交換会

３ 担い手の確保及び生産性向上に資する適正な利潤の確保のための低入札価格調査基準の引き上げについて

公共工事の品質確保の促進に関する法律は、公共工事の品質確保とともに、その担い手の中長期的な育成・確保を目的としています。測量業務および建設関連業務においても、適正な技術者配置、品質管理、照査、若手技術者の育成、最新技術への対応を継続するためには、適正な価格による契約と一定の利潤確保が必要不可欠です。
近年、物価や人件費上昇、測量機器・ソフトウェア費用の上昇、資格取得・研修費用の増加などにより、地域企業の経営環境は厳しさを増しております。過度な低価格競争が続いた場合、成果品質の低下のみならず、地域の担い手不足、若手技術者の離職、災害時対応力の低下にもつながることが懸念されますので、**低入札価格調査の基準の引き上げを要望**します。

関東地方整備局	令和６年度において、測量業務の調査基準価格の算定に用いる係数が改定され、引き上げが行われました。ご要望のありました低入札価格調査の基準引き上げにつきましては、本省に伝えてまいります。

令和８年度　（一社）全国測量設計業協会連合会関東地区協議会及び東京地区協議会との意見交換会

４ 測量設計業務における標準歩掛が、現場の実態と乖離が生じていると考えられる点について

都市部における用地測量や現地踏査に要する時間が、近年の交通量増加や関係機関協議の増大により増加しているにもかかわらず、現行歩掛では十分に反映されていない点です。実務では、安全確保や関係者調整に相当の工数を要しており、結果として時間外労働の増加や若手技術者の負担増につながっております。 また、ICTや三次元測量機器の導入に伴い、データ処理や品質管理に要する技術者工数が増加している点です。現行の歩掛では、測量作業の効率化のみが評価され、データ整理・チェック・三次元モデル化等に要する時間が十分に見込まれていないと感じております。 つきましては、**現場の実態調査や実績データの収集を通じて、下記のような形で歩掛の見直しをご検討いただきたく**存じます。 **・都市部や高密度交通区域など、条件の厳しい現場に対する加算係数の設定** **・ICT活用業務における、データ処理・検証作業を明示的に評価する歩掛の設定** これらの見直しは、貴局が推進されている業務環境改善や担い手確保の取り組みにも資するものと考えております。 ぜひともご検討いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

関東地方整備局	ご要望のありました歩掛の改定につきましては、歩掛実態調査を通じて実態等を把握してまいります。調査実施の際は、ご協力をお願いいたします。

令和８年度　（一社）全国測量設計業協会連合会関東地区協議会及び東京地区協議会との意見交換会

５ 測量技術者の提案力向上から始まる「成長と分配の好循環」の実現

１）測量新技術の活用促進と必要な事業費の確保
地理空間情報の共同利用、災害対策、インフラDX及び次世代技術への対応を進めるためには、個々の業務の中から生まれる技術者の提案を積極的に活かすことが重要です。発注時に定められた業務内容にとらわれることなく、**業務の高度化や行政サービスの向上に有効な技術提案については積極的に採用するとともに、必要となる追加作業について適切な契約変更及び事業費の確保ができる運用をお願い**いたします。
２）優良業務・優良技術者表彰の充実
前年度の要望を受け、測量分野における優良業務・優良技術者の表彰件数を3件から6件に拡充いただいたことに感謝申し上げます。今後も、**従来の業務成果に加え、新技術の活用、災害対応、地理空間情報の高度利用、生産性向上等に資する優れた技術提案について積極的に評価いただき、測量技術者の意欲向上と若手技術者の育成につながる表彰制度のさらなる充実をお願い** いたします。

関東地方整備局	・有効な技術提案に関しては適切に評価していくとともに、それに伴い必要となる費用が発生する場合は妥当性を確認の上、適切に契約変更を行ってまいります。また、必要な予算確保に努めてまいります。 ・表彰制度につきましては、各分野における優れた取組を広く顕彰し、技術力の向上や人材育成の促進につなげるため、今後も適切な運用に努めてまいります。